

存 在 と 文 化 (十一)

沢 登 佳 人

社会分業機構の内部矛盾の発生原因、発展段階を異にする複数の社会分業機構の接触は低い発展段階に在る社会分業機構の内部矛盾を生み出す（「接触法則」）

古代ローマ中央集権的広域国家社会の土台の構造とそこに内在する深刻な矛盾との大体については、古代中国のそれと比較してこれまで再三論及したから、冗説を省く。ここで問題にするのは、そのような矛盾が生じた根本原因である。一言で言えば、それは、都市国家社会段階に低迷していたローマ社会分業機構が（イタリア半島制覇までの段階を古代中国に比定すれば、），すでに古代的統一国家社会段階に到達していた古代東方社会の分業機構と接触しこれを征服して、武力により後者を支配・搾取する機構（民族的搾取機構）としての統一的な社会分業機構を創り上げたことに在る（もちろん、武力による征服・支配が可能であるための条件として、ローマ社会固有の社会分業機構の或る程度の発展が必要であるが、その発展水準は上記の如く、中国に比定すれば周封建体制の確立期以上のものではなく、しかして武力）。かかる民族的搾取機構は再的征服・支配のためにはその程度で十分である。生産機構を伴わぬ利益の無代償的供与機構であるから、業種間分業機構と階級間分業機構とのいずれの面においても本質的に深刻な矛盾を藏し（前の矛盾としては、或いはローマ固有の分業機構が搾取の強化により繁栄すれば東方のそれは破綻衰退し、その衰退ははね返ってローマ固有のそれを衰退せしめその衰退を補うために搾取を強化すれば東方はますます衰退し、それが又ローマにはね返る、という悪循環として現われ、或いは東方搾取による東方の富の流入は生産性の低いローマ固有の社会分業機構を破壊してその自活能力を奪い、自活能力の喪失はいよいよ東方への寄生・搾取を強め、その強化が更にローマの自活能力を奪う、という悪循環として現われる。後の矛盾としては、征服民族と被征服民族との矛盾が根本で、そこへ奴隸化し或いは傭兵化した被征服民族とローマ市民とのローマ固有の

分業機構内部における階), その矛盾の相互作用の幾何級数的な累積によりや
級矛盾が付け加わる。) がて決定的な崩壊を招いて (被征服民族・奴隸・傭兵のローマ支配権力に対する
階級闘争は、産業間分業機構内部での東方の西方か
らの離脱傾向を強め搾取の遂行を困難にして西方の衰退を早め、産業間分業機構の
破綻は至る処で階級支配権力機構の経済的基盤を弱めて民族的な階級闘争のための
突破口を作り出す一方、今や民族的搾取のおこぼれにありつけなくなりしかも自活
能力を殆ど喪失したローマ小市民層自身をもローマ支配階級に対する絶望的な階級
闘争へと驅り立てる。), 東方の分離と西方の解体による氏族制的社会分業機構への
全面的逆行すなわち再版氏族制としての封建制社会分業機構の成立を齎ら
す。

古代ローマの場合には、発展段階を異にする複数の社会分業機構の接
触は、低発展機構の高発展機構に対する武力的征服を通じての民族的支
配・搾取機構の形成という形で行なわれ、その結果上記のような矛盾を生
み出したのであるが、これと異なる形の接触によっても、やはり種類は違
うが何らかの根本的な矛盾が低発展機構の側に一般的に生じるのである。
そして古代ローマ社会の上記の矛盾が中世・近世・近代と続く西洋社会史
の相次ぐ変革の初期条件となつたように、それらの矛盾は一般的に言って
一旦その機構の破綻・崩壊を招いた後にそれを克服するための新社会分業
機構形成運動を喚び起す。例えば日本の律令国家体制は、漸く氏族制後
期の段階に到達した日本古代の社会分業機構が遙かに先進的な古代中国の
それと接触し、後者へのやみ難い憧憬からその完成せる中央集権的官僚国
家体制を大いに背伸びして模倣・導入した結果成立したもので、いわば
「月足らずの古代的統一」であった。故に、この体制を支えるに足る十分
に発達成熟した広域的商品経済機構としての一般産業間分業機構が欠けて
おり、基調としては未だ自然経済的・封鎖的段階に在ったひ弱な一般産業
間分業が身分不相応に巨大な特殊産業間分業機構としての中央集権的官僚
国家権力機構（律令国家体制）という重荷をしょい込まれるという形で
産業間分業機構の深刻な内部矛盾が発生するに至つた。一方階級間分業機
構内部では、自然経済・封鎖経済基調の一般産業間分業機構に照応して氏
族制公権力機構が未だ優勢であった所へ、中央集権的官僚国家権力機構の

体裁を無理に整えるために、有力氏族間の権力闘争に制覇した天皇氏の、それ自身としては未だ氏族制的公権力の性格から十分脱皮していない権力が、他の氏族権力を形式上は自己の手足・機関たる官僚として従属せしめるという形で実質上は一種の封建制的ヒーラルヒーを布いた。その結果、天皇氏およびこれと結託する氏族（例えば外戚たる）がその壇断する国家権力の他氏族権力に対する專制支配の形式に実を与えるとする動きと、国家権力から疎外された諸氏族が国家権力の專制支配からますますその実を奪ってこれを形骸化しようとする動きとの、烈しい対立・相剋・葛藤という型態で、一般階級間分業機構における激烈な階級矛盾が生じた。そしてこの矛盾の相互作用の累積により、次第に律令国家権力は解体して諸氏族莊園を経済的基盤とし諸氏族権力間の封建的ヒーラルヒーを階級的基盤とする各地方の分権的貴族権力の割拠の形勢を生じ、彼らの間の激烈な階級闘争はこれらの分権権力を武装せしめて武家封建制の成立を促す。同時にこの弱肉強食の過程で生き残るために、各分権権力は自己の経済的階級的基盤強化のために少しでも多くの農地と農民とを自己の支配権力下に囲い込み繋りつける必要を生じ、農民の彼らに対する隸従・農奴化という型態での新しい産業間および階級間分業機構を成立せしめる。そしてその内部で又新しい諸矛盾が発生する。かかる社会史的過程が、平安時代を通じての律令国家体制の矛盾の激化・解体とそれに引続く鎌倉・南北朝・室町各時代の武家封建制の成立、更に応仁以後戦国・桃山・江戸時代と引継がれるその封建体制の新たな動搖・崩壊とその再編成の過程に外ならない。してみれば、同じ中国的文化圏の中に在り中国の古代国家を範とする古代的統一を一旦は実現しながら、その後の日本の社会史過程が、古代的統一を一筋に強化完成して行った中国のそれと全く異なる歩みを辿り、一旦再版氏族制としての封建体制に逆戻りした上で再出発したという点ではむしろ西ローマ・西欧型に近い路を辿った原因是、西ローマ・西欧の場合と同じく、古代先進文化圏との接触によって（接触の態様こそ違え）齋らされた新しい社会分業機構が不可避的に深刻な内部矛盾を包蔵するものであった。

という点に在る。

又、西洋中世社会の社会分業機構に新たな内部矛盾を喚び醒まし近世・近代と引継ぐ社会変革の初期条件となった中世市民都市の出現とそれらの間の遠隔地交易を基軸とする商品経済機構の進出とは、すぐ次に見る如く、一つには農奴制的農業経済機構としての一般産業間分業機構内部における生産力の増大・余剰生産物の出現を根本動因とするが、今一つには西欧社会の（封建制的型態における）安定の回復により東方先進文化圏との接触が再開されそれとの交易の魅惑が遠隔地交易を基軸とする商品経済機構発生の刺激要因となった点も看過することはできない。してみればここでも、後進社会分業機構が先進社会分業機構と接触すると新たな社会分業機構への脱皮が不可避的に促進されその結果社会分業機構の内部矛盾が激成されて相次ぐ社会史的変革を惹き起こす、という法則が貫徹していることになる。更に、引き続き見てゆくように、同じ西欧社会でもイギリスの近代化過程が大陸のそれと著しく異なるものとなった根本原因是、ノーマン・コンケストによりゆるやかな部族統一の段階に低迷していたイギリス固有の社会分業機構が、大陸の発達せる封建制的・農奴制的社会分業機構を征服王権から押しつけられた結果生じた所の、王権と土着の貴族・僧院・市民との深刻な階級矛盾が、その後商品経済の発達に伴って生じた産業間分業機構の内部矛盾との間に華々しい相互作用を激成し、その累積による社会分業機構全体の矛盾の激化が、大陸の先進文化圏よりも逆に一步早く中世的な社会分業機構の崩壊と近代的なそれへの脱皮を齎らした、という点に在る。近代に入ってドイツや日本のようなイギリス、フランスに比し相対的に後進的な資本主義国家で全体主義への傾斜が起こった理由も、いずれ考察する如く、先進資本主義圏との接触によりこれに追いつこうとして後期封建制（絶対主義）段階に在る遅れた社会分業機構に無理に資本主義経済機構を導入した結果生じた所の社会分業機構の深刻な内部矛盾を克服する必要からであった。そして（いずれ詳細に論じるが）、ドイツや日本より一層後進的な封建制段階に在った西欧資本主義の辺境たりし帝政

ロシアでは、西欧に負けまいとして背伸びしすぎた資本主義の導入が、一層深刻な矛盾の激浪によって導入されたばかりの資本主義そのものをも含めた従来の社会分業機構の全面的瓦解と根本的に新たな社会主義分業機構の出現を齎らした。最後に、西欧の爆発的発展により先進文明の誇りを無残にも打ち碎かれながら、既述の如くその先進性の故にかえって近代化への波に乗り遅れて低迷していた中国は、欧米や日本の先進資本主義の徹底的な帝国主義的侵略を受けるという型態でこれとの接触を余儀なくされた結果、昔日の繁栄の面影もないまでにガタガタになった社会分業機構の再建を、全人民の外国帝国主義およびこれと結託する買弁資本やその手先となった国家権力に対する徹底的な階級闘争を通じて達成することにより、必然的に社会主義分業機構の建設へと導かれた。これらすべての事例において、明らかに、次のような一つの根本的な社会法則が貫徹している。即ち、発展段階を異にする複数の社会分業機構が接觸すると、その接觸型態の如何にかかわらず、必ず低い発展段階に在る社会分業機構に構造変革が起り、その結果生じた新たな社会分業機構は産業間および階級間分業機構の両面において必ず根本的かつ深刻な内部矛盾を本質的に包蔵するものとなり、その矛盾の相互作用の累積による全体的矛盾の激化が、やがて、その社会分業機構の全面的崩壊と、それを克服するための或いは消極的な歴史的逆行による一種の安定回復（封建制成立の場合）・或いは積極的な新しいより発展せる社会分業機構の創造（近代市民革命や社会主義革命の場合）とを齎らす（後者の場合にはこの社会分業機構はその結果先進的社会分業機構を逆に追い越す）。この法則を今後「接觸法則」と略称することにしよう。

所で一見して明らかな如く、接觸法則は既述せる「矛盾法則」を前提として成り立ち、かつこの法則の貫徹によって生ずる社会史過程が窮屈において常に既述せる「兎と亀・抜きつ抜かれつ法則」に従っていることを帰結とする。既述の如く、社会分業機構は他の影響を受けずに独立して発展する場合には中国型の発展過程をとり、産業間および階級間分業機構の両面にわたる重大な矛盾によって脅かされることのない比較的順調な発展を

遂げる。所が、こうして一応順調な発展途上に在る複数の社会分業機構が接触すると、それぞれの機構内部に次のような反応が起こる。まず、高い発展段階に在る方から見れば低い発展段階に在る方は自己がすでに克服した段階に在るものだから今更それを模倣する必要はなく、もしそれとの武力的な力関係において自己が優位に立つ場合にはそれを自己の現存の機構の一部としてはめ込み自機構を一層強化し発展させるのに役立たしめようとするし（例えば古代中国の膨張政策や近代帝国主義列強のアジア・アフリカ侵略がそれである。）、もしそれとの武力的な力関係において相手の方が優位に在る場合には自機構の余剰生産物の一部を無償で相手に供与することと引き換えに相手の武力の行使による自機構の破壊を宥恕してもらって自機構の保全をはかろうとする（例えば匈奴・五胡・西夏・蒙古・満州民族等の侵略を相次いで受けた前近代中国や、マケドニヤ・ローマの侵攻・征服を受けた古代東方がそれである。）。いずれにせよ自機構の基本構造は保全されその意味で根本的な変革・発展は生じないわけである。これに反して、低発展段階に在る方には、高発展段階に在る方は自己のこれから進むべき理想の境地を示すもののように思われ、もし自機構の現在の発展段階に照らして一挙にそれを（全面的に）模倣し又は（部分的に）導入することが可能であると判断される場合には進んでそれを模倣・導入しようとする動きが必然的に起こるし（例えば古代中国の統一的国家体制を模倣しようとした古代日本、近代西欧の法機構・国家権力機構・資本主義経済機構を模倣・導入しようとした明治の日本・19世紀のドイツやロシアはそれである。），この場合先進機構が武力においても圧倒的に優勢で自己の利益のために後進機構を自己の機構の一部として力づくではめ込もうとするならば、この模倣導入は強制的に行なわれることになる（例えば、ノーマン・コンケストを通じてイギリスに強制的に導入された大陸の先進的な封建制的・農奴制的社会分業機構、ナポレオンのヨーロッパ制覇により大陸各国に布及するきっかけを擱んだ近代的法機構、ソ連の占領により東欧諸国に齎らされた社会主義機構、アメリカの占領により日本に植えつけられた近代的諸社会機構、アジア・アフリカの後進諸国を旧い帝国主義的収奪の対象としてではなく資本主義の移植・育成（後進国開発）により国際的資本主義経済機構それ自身の一部として世界的な資本主義経済機構と資本主義陣営の国際政治機構とにはめ込み従属させようとする意図の下に、第二次大戦後急速にアジア・アフリカの後進諸国に移植されつつある資本主義経済機構、などがそれである。）又もし後進機構の現在の発展段階では先進機構を一挙に模倣・導入することが到底不可能である場合には、後進機構が武力的に劣勢ならば先進機構に進んで隸従し又は強制的に隸従せしめられ全体としてはその搾取を受けつつ一部

の権力者や支配階級が先進機構の支配権力や支配階級に癒着してその搾取の手先となりその代償として先進機構から僅かな利益の配当に与かることによって満足するし（例えば古代中国やローマの辺境低文化圏、近代帝国主義列強の植民地となり或いは隸属国化したアジア・アフリカ諸国では典型的な形でそういう事態が起こった。第二次大戦後の先述せる資本主義諸国特にアメリカの後進国援助にも多分にその傾向がある。アメリカ国家独占資本の手先化した現代日本の保守政権担当者や資本家階級も、幾分かはそういった後進文化圏の権力者や支配階級と同様の意識を持っている。彼らは、労働者の所得が大きく社会保障の完備した欧米先進資本主義国の社会分業機構を、そういう点で模倣・導入することには全く熱意を示さず、國家権力と独占資本との癒着・結合の強化による労働者・農民・中小企業を犠牲にしての生産力の発展（従って階級搾取と階級弾圧とのその点における強化）に対してのみ烈しい情熱を燃やし、そのためにアメリカの国家独占資本による新型帝国主義侵略の東洋における前線基地の役割を、甘んじて日本の国家独占資本主義的社会分業機構に引き受けさせ、その代償としてアメリカ資本主義から何がしかの恵みを受け取り、かつアメリカの軍事力・政治力の後楯としてこれとによって彼らの不安定な階級的基盤を支えてもらうことに汲々としている）、逆に後進機構の方が武力的に優勢ならば身ぐるみ先進機構の内部にもぐり込んで自機構の全体を先進機構内部の一般階級間分業機構上の支配権力機構および特殊産業間分業機構（即ち公権力機構）に変質させてしまい、公権力的支配を通じて先進機構から自機構への一方的かつ全面的な利益の流入（即ち収奪）を行なうことを専ら事とするに至る。言い換えれば先進機構の一部たる公権力機構そのものとなって先進機構に全面的に寄生するのである（例えば、古代東方の先進機構を征服しこれに寄生したローマ民族の社会分業機構、前近代中国の発展せる社会分業機構を征服しこれに寄生した五胡・西夏・蒙古・満州等諸民族の社会分業機構がそれである。この場合寄生機構の先進機構に対する比重が極めて小さい場合には、寄生機構が先進機構の中に吸収され消滅するが（中国に寄生した民族は多くそうだった）、或る程度大きい場合には消滅せず内部矛盾を起こして新たな変革・発展の道へ踏み出す（ローマの場合が）。かように接触情況の如何によりその型態は異なるけれども、とにかく一般的に低発展段階に在る社会分業機構は高発展段階に在る社会分業機構との接触によって必然的に急激で従って無理な根本的構造変革を行なうように導かれ、その結果産業間分業機構と階級間分業機構（生産力と生産関係）との両面にわたる根本的かつ深刻な矛盾を喚び起こすことになる。その結果先に詳説した「矛盾法則」に従って社会分業機構（土台）全体の根本的構造変革が必然的に起こりその結果いずれ窮屈においては何らかの形でこの矛盾が根本的に克服されて以後その一新された社会分業機構は無矛盾の飛躍的発展を開始することになる（その社会史的事例は、先程幾つか挙げた）。そしてその結果、接触によって何ら基本的な構造変革を喚び起きたなかっ

たために旧来の相対的に矛盾の少ない構造のまましかしその構造に含まれたおのずからなる内在的制限により相対的に低い発展限界の内部で漸進的な発展を続けていた（接触開始当時の）先進機構を、一気に追い越すことになる（中国と西欧との社会史の比較を通じてこの点は既に詳しく論じられたし、
（西欧社会史を中心にしてこの次に一層詳しく論じられることになる。他方、中国を追い越した西欧の近代資本主義社会分業機構も、やがてその辺境地帯たるロシア・東欧やその搾取対象・隸属者であったアジア・アフリカで惹き起こした矛盾激化による社会主義機構への土台変革の結果、急速に抬頭発展し始めた社会主義社会分業機構の前に今や次第に受太刀になりつつある。猫の額大のベトナムを持ってあましドル防衛に苦悶する資本主義国家のチャンピオン・アメリカ合衆国や、斜陽に喘ぐ最先進資本主義国イギリスの姿は、その意味で極めて象徴的である。いずれ資本主義全体が社会主義の前に、恰も歐米列強の前にひざまずいた清朝末期以後の中国と同じ姿をとることを余儀なくされる日が来ないと、誰が保証しえよう。）
つまり接触法則は矛盾法則と結びつくことにより、窮極的に後進機構が先進機構を追い越す（遅れた者が先になる、後のとんびが先に立つ）という法則即ち「鬼と亀・抜きつ抜かれつの法則」を帰結するのである。

かくて社会史の窮極法則は、「接触法則」・「矛盾法則」・「抜きつ抜かれつの法則」の三法則が上述の如き緊密な意味連関の下に統一された全体に外ならない。その実証は以上の記述において既にその骨子を明らかにされたわけであるが、以下中世・近世・近代・現代と引続く歐米諸国（中に就き仏・英・独・伊・ロシア・東）、近代・現代中国、および律令体制崩壊以後現代に至る間特に幕藩体制の成立と解体以後の日本の社会史発展過程を以上の見地から一層詳細かつ具体的に解明し、それが上記の社会史発展法則を如何に完全に実証しているかを明らかにする。かくてこの法則の社会史全体に対する普遍的真理性と全面的有効性とが確認されたならば、次に右実証によって明らかにされた現代世界の社会史的状況に対してこの法則を適用した場合、それがわれわれ人類に対し、特にわれわれ日本人に対して、如何なる未来の可能性と從って努力目標とを開示するかを、示そうと思う。手初めにまず西欧中世社会の変動から考察しよう。

西欧大陸諸地域における中世的社會分業機構 の変質・解体過程およびフランスにおける近 代的社會分業機構出現の原因

差し当たり大陸それもフランス・ドイツ辺に限定して西欧中世社會分業機構の中で起こった矛盾の激化およびそれに伴う変革の始動原因を考えると、前にも一瞥した如く、それは第一に自然的封鎖的な農業經濟機構の内部で起こった生産力の発展従って商品交換のために振り向けるべき余剰生産物の出現であり、第二に東方からの刺激である。第一点から説明すると、11世紀以前の西欧における領主一農奴制經濟機構は氏族社会的色彩が極めて濃厚で(つまり典型的に)、農業經濟機構(一般産業間分)と公權力機構(特殊産業間)とが完全に未分離の状態に在り、従って又領主と農奴との經濟的ないし私法的支配被支配関係(特殊階級間)と公權力的ないし公法的支配被支配関係(一般階級間)とも完全に未分離の状態に在り(つまり領主は経済権力と公權力とを一手に握る。彼が農奴を使役して農業生産労働に従事せしめたり生産物を配分したりする行為はとりもなおさず、彼が公權力を行使して公益業務を遂行することには), その經濟機構はまだ小規模・封鎖的・自然經濟的で公私の区別の観念がないから領主および農奴による私的所有および私的保有の観念も発達せず領主と農奴とが公權力的支配被支配関係によって結ばれつつ一体となって(つまり共同)これを所有しているという観念が一般的であつて(いわゆる「共同体的所有」), 領主は後世の「君主」的性格は希薄でむしろ村落共同体の首長つまり「村長」的な性格が強かったのである(いわゆる「莊園領主権」)。この段階ではもちろん農業生産力は極めて低く(例えば10世紀のフランス中東部の一般農民は窓も炉もなく土に穴を掘って眠るような簡単な住居がポツポツ点在する農村に住み、パンなどは高根の花で常食は粗い麦粉を牛乳でドロドロに煮込んだものだけ、饑饉や戦争でもあれば人肉を食い合うことも普通だった。領主といえども生活程度に大差なく、早くとも12世紀中頃までは城には狭い窓しかなくて薄暗く窓は冬でも素通りし、日光の代わりに冷たい風が入り、暖房も煮炊きもすべて裸火、木造の城は危なくて火は使えず石造の城でも煙出しがないので火をたくと室内煙とすすぐだけ、だから家中にいるのがいやで早朝から狩猟に出るのを日課とし、城中でやるのは飲食と賭事と就眠のみ、食物とて調味料は専ら塩ばかり甘味は蜂蜜だけで香料など一般城主の手には入らぬ(東洋貿易での最も主要な輸入品の一つが香料だったことを想え), 夜の照明はたいまつだけで煙た

いから日が暮れるとすぐ眠った、分室でベッドに寝るのは領主と家族のみでお付きは床にゴロ寝、大広間では平騎士や召使・家人・淫売婦などがゴッチャになって床やテーブルの上でゴロ寝する、騎士といえども後世のゴロつき同様で喧嘩・傷害・殺人は絶えず、女性の地位は低くて妻を蹴るなぐるは日常茶飯事であり、城主も騎士も一般には字が読めず、会計係も数字が書けて足算引算ができる程度であった。以上詳しく述べすぎたようだが、この点を感覚的にまで十分に理解してもらわぬと、当時の東洋（中国や日本）と西欧との社会発展の巨大な落差がわからず、上述した接触法則を東洋と西欧との交渉が惹き起こした西欧の変動過程に当てはめるこことによりその変動の本質・構造を把握することができなくなる。以上の事実を念頭において先を読み進まれたい。差し当たっては前に詳述した中国前近代社会の繁栄振りと引き較べてもらいたい。なお10世紀前後と言えば日本は平安時代後期に当たり、もちろん中国とは比べものにならぬが、庶民や下級武士でも夜衣にくるまって寝たし、照明・調理の技術も西洋よりは増しで、公卿・上級武士ともなれば調度は贅をこらし教養も高かった。中国と中世西欧との丁度中間に在る日本のこの社会発展テンポが、その後の日本社会史の変革過程を決定する重大要因となるので）従って商品交換に当たるべき余剰生産物などあるべくもなかった。しかるに11世紀頃よりこの形勢が大きく変わって来た。即ち、一部の有力領主が耕地の分合による合理化（集権化・耕区）や耕法・農具の技術改善（特に「三圃制」の導入が重）を通じて農業機構の構造改革を推進し、それを基盤にして次第に群小の村長的領主（荘園領主）を制圧していわば大名的領主（「バン領主」）に成長してゆく社会史的過程が進行を開始して、農業生産力が急激に高まり或る程度の余剰生産物を生産・蓄積して微弱ながら農業経済機構に交換経済・貨幣経済を導入するに導いたのである（「中世産業革命」）。かようにして強大化した経済力を背景にバン領主権が荘園領主権をその支配下にくり込む一方、バン領主権相互間でも経済力従ってそれに支えられた武力（余剰生産物の蓄積が大きい程領主は多くの兵力を養いうる。）の優劣が明確となる結果おのずから急速に、従来に比して遙かに明確な形で上下関係・支配被支配関係（「ヒーラルヒー」）が形成されることになり、ここに西欧中世後半を特徴づける所の、一種の中央集権的分権制たるかの典型的な封建制度（ヒューダリズム）が成立する。しかも、かくて新たな封建原理により編成されたバン領主権力は、従来の荘園領主権力の如き公私未分の共同体的権力から区別されその上位に立つ権力として、「公」権力的性格が明瞭に浮き彫りにされて来る結果、その反射として農業機構の私的支配（私所有）の観念が発達し、領主は直接的にはその直営農地のみを私的に所有し農奴の耕作に委ねた他の一般領地に対しては単に間接的な私的支配権としての私所有権を有するに

すぎないものと觀念されるようになり、直接的な私的支配権としての農地に対する私保有権がそれから分離独立して直接耕作者たる農奴に帰属するものと觀念されるようになる。その結果農奴自身が（共同体的にでなく）各個に私保有地の耕作から生じた生産物の第一次的な私的支配者（私保有者）と觀念されるに至り、かくてその生産物の余剰部分は農奴各個の私的意思に従って利用・収益・処分されうるに至る。かくて農奴各個が交換経済・貨幣経済の主体として登場しうる条件が準備されて、農業機構への交換経済・貨幣経済の普及を一層容易にする。とは言ってももちろん、それには領主一農奴制機構の本質から来る重大な制約・限界がある（特に領主の労役収奪が厳しいために十分な余剰生産物を蓄積するまでに私保有地の生産は増大しえない上に、蓄積した余剰物資の交換（商業活動）やそれへの加工（工業活動）に従事する余力が十分には与えられないこと、殊に遠隔地との交易は農奴の農地に対する繫縛（身分的不自由）のために不可能であることが、交換経済・貨幣経済の普及を阻害し、なかんずく広域的な商品経済機構の形成を不可能にする。のみならず中世産業革命はパン領主の力で推進されたためにその過程で或る面では農奴のパン領主への隸従を強め搾取を強化する結果を招いた。そのため折角の農業生産力の向上も主としてパン領主をうるおすに向けられ農奴をうるおす方向へは強く作用しなかった。だから産業革命後も農奴の生活状態は前述した所よりあまり進歩しなかった。又折角農奴が得た私保有権も領主への隸従・労役搾取の強化により以上の如く十分に効果を発揮しえなか）。しかしともかく農業機構の交換・貨幣経済化は、商工ったのである。業に専従する階層の出現に対して基本的な条件となつた。即ち自由農民の一部がもはや自らは農業生産に全く従事しなくとも商工業に専従することにより遠隔地特に東洋から運搬した物資を領主や農民に売りつけて引き換えに巨額の貨幣と衣食住の資とすべき農業生産物とを手に入れることが可能になつたのである。

なお、中世社会変革の第二の始動原因たる東洋からの刺激についてはこれまで隨處で言及したから冗説を省くが、今見たように農業機構内部の余剰生産物の生産・蓄積が比較的小さく、その上これを資とする商工業活動の活発化に重大な制約が本質的に横たわっている封建的・領主一農奴制的農業機構は、自分自身の内部においてあれ程速やかに広域的商品経済機構を胚胎し産み出す能力を持ってはいなかったのだから、東方の高級珍奇な商品への烈しい憧憬が起らなかつたならば到底12、3世紀以降における中世都市経済の発生・成長・繁栄は起りえなかつたであろう。しかして

その事が、中世都市機構の封建機構に対する敵対的な性格を不可避ならしめ、そしてその性格が中世社会機構全体の根本的かつ深刻な矛盾を喚び起こす決定的原因となったのである。

即ち、中世の商工業は上述したような領主一農奴制農業機構に本質的に含まれている交換・貨幣経済化への重大な制約の故に農業機構の内部に在っては極めて低い発展段階から脱け出しができず、従って東洋貿易の巨利に垂涎した進取的な気象の自由人たちは農業機構の外に彼らだけの独立の商工業機構として中世都市機構を力ずくで創り出して行ったのである（その具体的経過についてはすでに一）。かくて都市機構が旧来の領主一農奴制機構と併立して力ずくで居すわるや、中世社会分業機構は深刻な根本的矛盾を包蔵するものとなる。まず産業間分業機構においては、商工業機構と農業機構とが本質的に矛盾敵対の関係に立つ。都市経済が農村にも深く侵入して都市と農村とを包括する広く深い商品経済機構が成立するということは、先述した所から明らかな如く農奴が領主への隸従から解放されなければ達成されえない。この意味で領主一農奴制農業機構は商工業機構の発展に対する巨大な障壁として立ちはだかるし、領主一農奴制農業機構から言えば都市商工業機構の発展により農業機構が広域的商品経済機構の中にくり込まれてゆくことは自己の存立基盤を掘り崩されることであるから絶対に防止しなければならない。中世都市経済機構と農業経済機構とが互いに無関係にそれぞれ独立して併存しているという中世後半の社会分業機構の状態は、言わばこのような矛盾敵対関係にある農業、商工業両機構が烈しい敵対抗争をくり返した果てに到達した一種の力の安定平衡状態に外ならない。従ってそれは見かけ上は安定しているが実は互いに片時の油断もなく精一杯の力を出し合って四つに組んだ状態なのであり、どちらかの力が少しでも弱くなればアッという間に崩壊する危険を本質的に孕んだ実質上は極めて不安定な状態なのである。この力の均衡は都市商工業機構の側から見ると次のような社会史的過程を踏んで達成されたものである。そもそもその出発点において、中世都市は商工業機構担当者の根城で彼

らが封建領主に対し力ずくでかち取った各種特権に武装された独立国家として誕生した。しかしこの独立国家は四方を反商品経済的な社会機構に囲まれたいわば自然経済の大海上に浮かぶ孤島のようなもので、周囲の社会機構から殆ど完全に切断されただ各都市間孤島相互間の細々とした困難な遠隔地交易に依存して辛うじて生存する小っぽけで頼りない存在である。^(注)

注) 例えば都市人口を比較すると、紀元前の西漢時代中国ではすでに洛陽、陽翟、偪陵、宛、成都、魯、彭城、長安、長陵、茂陵などは3、4万から10万の人口を擁し、臨淄の如き37万に達し、華北東部の農民対非農民比率は6対4で、純粹の都市人口は全人口の10分の3と推定され、その後累代都市は発展して例え唐の長安は人口100万内6,70万は商工業者であり、洛陽の商工業人口はもっと大きかった。北宋の首都汴京は100万、臨安(杭州)もほぼ同じ、遼の北京ですら人口30万であった。元の大都は80万以上、マルコポーロによると妓女や娼婦だけで2万人、杭州は160万家で100人を一度に入れる浴場が約3千、1万2千の家内工場の加入する組合が12で各工場には工匠が12—40人いたと言う、話半分としても驚きである。又414の同職組合があったと言う。マニュファクチュアの数と規模とは明代に入って更に伸び、例えば盛沢鎮は衣料生産により明初5,60人の小村から清初には1万の工場都市になり明末の憑夢龍の醒世恒言によると住民は皆織屋で中には3,40台の職機を備える者もあり、糸問屋が1,100あって近傍の農村で製造した糸を集散した。明末の蘇州では染物工・職工数千人、清初には艶出工2万余人で工場数450余1工場平均工員数40余人、常傭と日雇とがあり日雇の市が毎朝開かれた。因みに、17世紀イギリスの織物マニュファクチュアの平均規模は職機1—数台で2、3—10数名の職工であり、フランスではやっと18世紀に6、7—8、9台で職工もそれと同数の平均に達した。アブヴィル、リヨンなどで革命前夜にやっと2、30台平均である。中国における織物工業以外の商工業企業の数・規模・繁栄振りについては前に述べたので重説を省く。中国とは比ぶべくもない日本でさえ、戦国時代すでに京都15万、天王寺、博多各7千戸、堺、山田各3万户以上、岐阜1万户、その他これに匹敵するものに小田原、山口、府内(豊後)、北ノ庄、一乗谷、府中(駿河)、府中(甲斐)、府内(越後)などがある。江戸時代の江戸は町方人口だけで1693年35万2千人、1731年55万3千人、大阪は1692年34万5千人、1721年38万2千人(武士を含めれば50万以上)、又武士を除く人口30万以上の三大都(江戸、大阪、京都)のほかに人口6万以上(全体で10万以上)の都市

として名古屋、長崎、堺、金沢があり、その他多くの都市は人口2万ないしそれ以上であった。つまり日本さえ、17世紀において10万以上の都市は7つあった。これに対して、西欧切っての大都市を調べると、ロンドンは1560年9万、1660年46万、18世紀末に100万近く、パリ（中世最大の都市の一つ）は16世紀末20万、17世紀末50万、18世紀末64万、ベルリンは1600年1万4千、1800年17万2千、ウィーンは17世紀末13万、18世紀末25万である。いわんや中世都市の場合は14、5世紀になっても10万以上の都市は2つか3つ（ベネチア、パレーモ、パリ）、5万以上は大都と言われ（フィレンツェ、ジェノヴァ、バルセロナ、ケルン、ロンドン），普通大きな地方の中心都市は2万前後（ボロニア、パドヴァ、ルーアン、ブラッセル、ニュルンベルク、ストラスブルク、リューベック、プラハ、アントワープ、イーブルス、ランス、ロエーウェン、ヨーク、ブリストル、プリマス、チューリッヒ、バーゼル、ゲント、フランクフルトなど、5万ないし6,000である），最も類型的な町は4,5千、小都市は2千くらいである。全人口に対する都市人口率は中世末期ドイツで10分の1、フランス、イギリスもほぼ同じか少ない、フランドルのような毛織物工業の起ったライン下流地域は特例で2分の1—3分の2であった。故に都市商工業人口からいえば、日本は江戸前期において西洋近世の水準に在ったのだ。都市人口の落差は又農業生産力の落差を反映している。西欧ではアンシャン・レジーム期の農業では撒いた種子の6—8倍量の収穫しかできなかったから、そこから地代を差引くと10ヘクタールくらいの土地があっても家族を養うに十分でなく、しかも農民の7、8割は5ヘクタール以下の経営で自家消費が精一杯だった。日本では江戸後期に5反百姓を標準とし7、8石の米収と若干の商品作物収入を見て相当量が商品作物にまわった。種もみと収穫の比率は1対百（1反当たり1升強に対し1石2,3斗）だから近世フランスに比し収穫率は10数倍である。中国となると更に生産力巨大で、中国では宋元代すでに農家人口推定1億に対し耕地面積は最も多い推計で3千万頃2億4千万ヘクタール、農民（農家ではない）1人当たり2・4ヘクタール約2・5町で日本江戸後期の20倍（日本は1人当たり約0・12ヘクタール）、穏当な所控え目に見つもっても明と清初に1,250万頃1億ヘクタールで農民1人当たり1ヘクタール、日本江戸期の8倍である。しかも淮水以南は水田稻作であるから日本に比し如何に粗放經營と言っても収穫量の大きかったことは知りうる。故にその相当部分が食糧および工業原料として商品化されたから、それにより支えられた工業生産力の大きさの程も知られる。例えば明の徐光啓の農政全書なども商品作物の技術研究に主力を注いでおり、この一般的傾向を反映している。商工業の発達の以上の如き巨大な落差の故に、中世末、近世前半の西欧諸国との東洋貿易を見ても、中国・日本からは優秀な工業製品が輸出され、西欧からの見かえり輸出品は金・銀・銅以外に

なく、その結果南ドイツの銀鉱の採掘が中世末期以後領邦諸侯や前期商業資本の財源又は企業対象となり、アウグスブルクのフッガー家はチロルの銀とハンガリヤの銅の先買特権によって16世紀前半には皇帝選挙を左右する程の富を築いた（フランソワ1世とカール5世との帝位争いにフッガー家のヤコブがカールにつき選挙運動費を負担したためにカールが勝った）。春秋の筆法を以て言えば、カールを帝位に即かしめたのは中国・日本の商工業の西欧に対する圧倒的先進性であった。又スペインやポルトガルは新大陸の銀を得て東洋貿易で巨利を得、その財力により他国を圧した。してみればスペイン・ポルトガルを一時西欧の覇者たらしめたのも東洋商工業の圧倒的先進性である。しかしながらイギリスやフランドルで毛織物などの産業資本が伸びイギリス・オランダが東洋貿易に乗り出す時期になって東西の経済力が次第に均衡するのである。中世だけでなく近世後半にまで続くこの東西落差を頭に刻み込んだ上で先を読み進まれたい。

いわばそれは点と線の経済機構であった。しかもその線の確保は都市に敵対する強大な封建領主権により絶えず脅かされ続けた（例えば、各領主は各地に閑所を設けて商人から通行税を収奪し、14世紀にはライン川に64、エルベ川に35、ドナウ川の南オーストリア貫流地域だけで77、ニュルンベルク市付近には24で内10は市の入口にあった程である。又税関を通らせるために通路強制をやった。道路は狭く雨天は通行困難で冬は殆ど交通不能、馬車は転覆し易く1414年法王ヨハネス23世はコンスタンツ宗教會議に赴く途中馬車が転覆してぬかるみに投げ出された、イギリスでは馬車の転覆で死んだ人の検屍記録が極めて多く残っている、しかも領主にとってはそれが狙いで、車馬が転覆したとき投げ出されて地に触れた貨物は遭難物没収権により領主が取得できるから、わざわざ道路や橋をこわす。その上そうしておいて通行人から維持費や改修費を取る。悪路の上有効な警察組織や刑事裁判所がないから（イギリスにおける村の自警組織10人組などによるヒュー・アンド・クライの制度、民会・領主・国王の裁判権の分立、宣誓・神判による原始的裁判を想え。）盗賊が横行する。しかも領主はそれがつけ目で、旅行者は金を出して領主に武装護衛を頼まざるをえない。海路でも海賊が出没し、又債務者と同郷であるというだけで代わりにその）。そこで市船舶を抑留・拿捕される報復制や漂着物取得権により脅かされた。

民は、その弱い立場を守り強化するために、領主権内部の対立を利用し、集権化を企図する有力領主・国王と組んで分権派諸侯を抑えることによりその独立権や商工業特権の拡大強化をはかり、一方有力領主・国王は都市への庇護・特権授与の代償として寄付・特権料その他の名目で都市から金を取りかくて得た財力をを利用して分権派諸領主の制圧をはかり、かくてこの二勢力の連合を主軸として封建体制の集権化が次第に進行し、いわゆる「絶対主義体制」が確立してゆく。その過程で次第に相当程度領主公権力が王権の制約・侵掠を受けて縮減されると同時に、領主の農奴に対する身

分的支配が緩み、フランスや西南ドイツでは13-15世紀に、土地撃縛と領主直営地での労役との法的負担を負った純中世的な農奴の身分的解放が相当範囲で行なわれて、日本の地主一小作制とやや似た収穫物折半地代制を骨子とする一種の寄生地主制が或る程度普及し、独立自営農民（ラブルーズ）が進出した。しかしこの傾向は決して主流となることはなく或る限界内で停止してしまう。けだし国王とて実は封建領主中の有力者に過ぎないから封建制・領主一農奴制そのものを絶滅する方向へは決して進まないし、都市自体が実は一般領主権から独立の一種の分権主体なのだから一旦封建体制の内部でその地歩が確立すれば以後はかえって保守化し分権体制維持勢力になってしまう。（一旦都市が独立すると、商工業者自身が直接都市公権力の担い手となるから、彼らは各業種毎に結束し團結の力で他の業種の市民を抑えて公権力を掌握しようとして激しく争う。この業種別團結組織がギルド、コルポラシオン（同職組合）である。この争いの過程で各ギルドは互いに各種の特権を主張し合い認め合うと同時に、又外（領主や他都市の市民やギルド）に対しては一致してその政治力・武力・財力に訴えてそれらの特権を認めさせるよう迫る。かようにギルド特権が張りめぐらされる結果、各ギルドに属さない他の自都市民および他都市民の自由な経済活動が抑圧される。又各ギルド内部でも、その團結を強固ならしめるためにギルド成員の競争を防止し又独占利益の分配額を低下させないためにギルド成員の商工業活動を拘束したりその数を限定したりする各種の内部規制が発達し、それはやがて親方層の職人層に対する一種の封建的支配体制の確立を促す。こうして商工業の自由奔放な発展を可能にする基本条件たる取引自由の原理は、都市商工業機構から一掃され、その結果必然的にこの機構は固定し停滞する。故に西欧商工業がこの発展段階を超えるためには、ギルド制の否定が不可欠となる。自由競争を抑圧するこのギルド規制の実例としては、組合員の人数・資格制限、職業独占のための極端な保護干渉排他制度として重い入市税、外来商人に対する滞在日数・販売先制限や相互直接取引禁止、手工業における製造方法・製造品種・品質・労働関係取引などに関する法的規制、新製造法・新発明機械器具・新意匠の使用制限などが挙げられる。）かくて自然に国王、領主、都市が互いに或る程度まで各自の権利を主張し合い認め合った上で一応その状態に満足して保守化する結果、この三社会機構相互間の複雑な協力・敵対・勢力均衡の上に、各領主権と都市主権とを認めつつそれらを国王を頂点とする複雑な上下・階層関係で結合し名目的に王権の下に統一するという型態での、一種の中央集権的封建体制（後期封建制。封建制が分権原理を基礎にしている点から言うと、中央集権的分権体制という一種鶴的な体制である。）としての一応安定した全体的社会分業機構が成立する。これが西欧絶対主義社会の土台である。

かように封建諸勢力間に本質的な（産業間階級間の両面に亘る）矛盾・敵対・緊張諸関係の複雑でデリケイトで壊れ易い均衡の上に乗っかった絶対

王権は、その階級基盤に関してはいわば本来綱渡りをしているように危なっかしいものである上(三機構中どれか一つが少しでも他に先んじて発展しその力を増せば、又はどれか一つが内部矛盾の激化により動搖・衰退するようなことがあれば、忽ち三者の力の均衡は破れて絶対主義体制は危機に陥る。いわんやこの二つが同時に起こればもはや致命的である。(そして次に見る如く、フランス絶対主義は正にこの運命に見舞われた。即ち、商工業機構の上昇と王権自体の財政的危機が同時に来たのである。)そこでこの均衡破壊を無理矢理押しとどめようとすれば、王権は圧制的とならざるを得ず、それは他機構特に上昇部門たる商工業機構の反発を招いて階級間分業機構の安定を破壊する。(次に見るフランス絶対王権に対するフランス市民層のイデオローグ後期), 封建領主としての国王直轄地からの収入と不安定な都市商工業機構からの寄付・貢納に依存しているその経済基盤も甚だ脆弱である(王権の財政収入が限られているのに、絶対主義権力の確立に伴い王権の手脚たる官僚機構や軍隊はいよいよ巨大化しそれを養うための、又領主・市民等対抗勢力を威圧し懷柔するための経常費や戦費や政治費や宫廷費(諸侯を宮廷貴族化して無力化する施策には莫大な宫廷費がかかる。ルイ15世がマダム・ド・ポンパドゥールにつぎ込んだ費用は必ずしも冗費ばかりとは言えない。)はますます巨額となり、王権を財政的苦境に追い込む。フランス革命の発端となった三部会の召集がかくて生じた王権の財政的ピンチを救うため諸侯や僧院からも税をとることを承認してもらうためだったことを想え。)

この事は中国天子権と対比するとき甚だ明瞭である。高度に発達せる商品経済機構の支配権力たる富裕な商工業者・地主との緊密な協力関係という牢固たる階級的経済的基盤に立つ中国天子権は、商工業者と地主とが農商工業機構を打って一丸とする広域的商品経済機構の発展により富裕になり階級的力を増せば増す程租税収入や専売益金は鰻のぼりに増えその手脚たる官僚機構や軍隊をますます強化することができ、又天子権力が強化されてよく治安が保たれ外敵が禦がれ土木治水・交通運輸・災害救助の効が挙がれば挙がる程広域的農商工業商品経済機構は発展して商工業者・地主はますます儲かる。かくて三勢力は互いに緊密に協力しつつ全体として発展した。だから天子権力の基盤は階級的にも経済的にも極めて強固であった。これに反して西欧の絶対君主は孤立し常に諸侯・市民の向背にビクビクしその上貧乏であった。所で「弱い犬ほどよく吠える」と言い、又「金持喧嘩せず」とも言う。強くて金持の中国の天子は地主や商工業者、そして一般人民に対しても極めて寛大であった。考えて見ればそれは当たり前だ。「豚は肥やしてから食え」と言う。先述の如く中国では、地主や商工業者や人民の豚は天子が寛仁に振舞えば振舞うほど肥えてせっせと美味しい肉を提供してくれるのだ。だから中国の天子は儒教の家父長的保護理念

に則って政治をし、かつその意図が彼と人民との間に介在してその意図を伝達する官僚機構の恣意により歪曲されたり全く人民に伝わらなかったりすることがないように、つまり官僚が中間でその権力を濫用して私利を貪り人民を圧迫しないように、成文法規をしっかり制定してその支配意図を明確に示すと共に官僚の権力発動をすべて厳密にこれに則らせ自由裁量の余地を少なくする所の、いわゆる「法治主義」を以て、その完備せる中央集権的官僚国家権力機構の根本原理となしたのである（中国における法典編纂の古代からの発達ぶりは誰でも知っているが、法治主義の最も端的な具体化でありそのシンボルでもある所の「罪刑法定主義」の如きも、西欧では後述する如くフランス革命以後初めて成立したのに、中国ではすでに世紀前に出現し3世紀以後明）。これに反して、弱くて貧乏な西欧の絶対君主は、大いに吠えて対抗勢力を威圧しなければその不安定な地位を保つことができない。かくて自己の手脚たる官僚機構や軍隊に好き勝手に暴れさせ権力を濫用させて対抗勢力を抑えつけることに専念した。そのためには官僚や軍隊が相当程度まで絶対君主の思惑（支配意図）から外れて暴走することも我慢しなければならない。従って中央集権的公権力がその手脚たるに官僚機構を確実かつ能率的に統制してその支配意図を貫徹するための技術として要請される所の法治主義は、絶対君主の統治原理としては登場しえなかった。かくて絶対王制は専制的・警察国家的たらざるをえない（罪刑法定主義など論外である）。フランス絶対王制は正にその典型であって、通常誤解されているようにその専恣さはその強さの現われであるのではなく逆にその弱さとそれを痛いほど自覚している心細さ・孤立感の現われなのである（日本でも、江戸幕府権力の消長を見た場合、その基礎が不安定な草創期や衰亡期にはその弱さをカバーすべく旗本や新撰組に威張らせ暴力を振わせて反対勢力・諸侯や町人を抑えつけようとしたが、幕府権力が安定な時期には逆に乱暴な旗本を抑えつけ穏健な統治意図に従順に服従せようとする。例えば初め神祇組の旗本奴水野十郎左衛門一味をはびこらせていた幕府が、権力の確立・安定に伴い彼らの専恣振りに手こずり、穏健な文治派智慧伊豆などの策略によりとうとう水野を切腹に）。けれども王権がその弱さをカバーすべく強く出れば出るほど、元々強力で王権に敵対的な対抗勢力殊に上昇勢力たる市民層から烈しく批判攻撃を受けるのは必然である。しかも批判を受けそれを正当と思った所で王権は譲歩するわけにゆかぬ。譲歩することは殊に市民・商工業機構をのきばらせ発展させることになって三勢力の均

衡という王権の存立基盤を掘り崩されることになるからである。そこで何とかその批判・攻撃自体を封じようとして言論の弾圧に出るが、それは王権の圧制の堪え難い強化として受け取られ、批判攻撃の火の手はますます燃え盛り王権の機構や施策の修正要求にとどまらず遂には王権そのものの否定要求にまで立ち至る。初めは王権の自発的自己修正に期待をかけていた啓蒙思想家たちが（例えばモンtesキーがそれ。彼は「法の精神」において君主政の原理としての制限政体を主張した。そして又その時点では、王権側にも或る程度制限政体への要求が芽生えていた。けだしルイ14世以後絶対王権が一応安定確立した感じを持ったので、王権としてもその手脚たる官僚機構や軍隊を合理的に統制したいという欲求がある程度生まれたのである。その意味で初期啓蒙思想家の役割は、漢帝国成立期の儒家叔孫通の役割に比較されよう。通はつとに劉邦に従い戦乱期にはその弟子よりも群盜壯士を邦に薦めて弟子の不満を買ったが、天下が統一されるやその弟子を率いて官僚統制のための儀礼・制度の制定に力を尽くし法政主義の基礎を固めて帝権の基礎を培った。従来その統制に服さず手を焼いて来た諸侯群臣が叔孫通の指導の下振恐懼敬して長樂宮に奉賀するを見て、高祖が「吾廻ち今日皇帝たることの貴きを知る也」と歎じた話は有名である。しかしフランス絶対王権は中国帝権の如くこの改革をやり抜く力がなかった。敵対勢力が強いので官僚・軍隊の暴力に最後まで頼）結局その期待を悉く裏切られて絶対主義を真向から否定する革命思想を唱えるに至った（例えば、ルソーがそれ）過程がそれである。（以上において産業間矛盾と階級間矛盾との相乗作用の幾何級数的に累積されてゆく悪循環の過程がありありと看取される。）

さてしかしながら、絶対主義体制の土台の矛盾が単に以上の如き産業間分業機構の三大基本部門（農業、商工業、國家）の相互間の産業間矛盾と、それら各部門の各支配階級（つまり特殊階級間分業機構上の各支配部門。具体的には領主、ギルド支配層、および国王。）間の階級間矛盾（それは一般階級間分業機構即ち公権力的支）とにとどまつたならば、その矛盾は単に各産業部門の内部構造および各支配階級の相互関係に対する若干の修正だけで一応克服されることができ、絶対主義体制を支える土台全体の根本的構造変革までは必要としなかったであろう。具体的に言えば、農業部門における領主一農奴制の緩和（例えば日本やドイツにおける地主一小作制やユンカーリー体制のよう）、商工業部門におけるギルド制の緩和（逆に言うと取）、および王権部門の財政基盤を従来の直轄領の現物租税中心の型態から商工業課税や金納地租中心の型態へと移して行く改革（日本の明治天皇制権力やドイツの各領邦国家権力がやったよう）によって各産業部門の内部構造を広域的商品經濟機構・商工業の自由な発展に対して適合的ないし促進的な型態に変革すること、および議会

主義や法治主義に基づく制限政体・民主主義的政治機構の採用（日本の明治天皇制権力やドイツの各領邦国）により一般階級間分業機構における各支配階級間の矛盾・対立を解消すること、によって、絶対主義体制の土台は一応安定を回復することが出来たはずである。そして事実後に述べるが如く、フランスに比べて封建的分裂が深刻でそれだけに商工業機構・市民勢力の発達が遅れたドイツなどでは、そのような過程を踏んで漸進的に絶対主義体制の土台の修正・強化が行なわれた結果、矛盾の激化が一応食い止められ20世紀初頭まで絶対主義体制が維持されることになる。その崩壊は前にも言及した如く、いち早く絶対主義体制を打倒して社会分業機構の全面的近代化を達成したフランスやイギリスで成立・発達した資本主義を、その遅れた態勢のまま無理に導入した結果生じたドイツ絶対主義体制の土台の新たな矛盾激化により起こったのである。

所がフランスでは、30年戦争で荒廃・分裂したドイツと異なり、近世を通じて国家的統一が比較的よく保たれて來たために、前述の如き絶対主義体制成立過程が典型的に進行したので、商工業機構・市民層の発展が比較的順調であった。そしてそれが順調であつただけに、前述のような過程を辿って一旦確立した絶対主義体制の安定・均衡が破れ初めると、絶対主義体制は俄かに商工業機構の急速な発展を阻止する重大な桎梏に転じて商工業部門内部の産業間矛盾および特殊階級間矛盾を激成する要因となり、あまつさえ商工業部門の相対的に順調な発展によりそれに抵抗しながらも不可避的に次第に商品経済機構の中により強く組み込まれつつあった農業経済機構内部の産業間および特殊階級間矛盾をも深刻化する原因となつた。まず商工業機構の比較的順調な発展は、おのずからそれ自身の内部で、自由競争を圧殺する各種特権によってその利益を保障され從つて必然的に保守的な旧来のギルド支配層と、ギルド規制の外で新たな商工業企業を興し自由な経済活動を行なおうとする特権を持たぬ新興の産業資本（非特権マニュファクチャ）との対立を生み出す。このような対立はフランスだけでなくイギリスでも生じたが、具体的な構造や経過において著しく異なつてゐた。即ちイ

ギリスでは、後に詳述する如く、封建体制がフランス程典型的な型態で成立せず従って自由農民（ヨーマン）の力が強く又征服王権に対抗して土着封建領主層と市民・商工業者層とが手を結ぶ傾向が強かったために領主と商工業業者、農業機構と商工業機構との隔離・矛盾・対立がフランスほど深刻でなかったから、一般傾向として王権と結びつき国王から与えられた特権で武装した旧型ギルド支配層（前期商業資本）に対抗して、これら新興の産業資本は、農村の強力な自由農民層を基盤とし農村の中で発生・成長・発展する傾向が強かった。そしてイギリスにおける近代市民革命の主体となつた階級は彼らであった。けれどもフランスの場合には、封建制的・領主一農奴制的農業機構の典型的成立により前に見た如く農業機構は遙かに徹底して商工業機構に対し敵対的であった。一方これに対抗して都市商工業機構の方も農業機構に対して徹底して敵対的・警戒的・猜疑的でありかつ特権によって身を守るに急であったから、都市周辺部の農業機構の内部で都市商工業に対抗する商工業が発生・成長することを極度に警戒し、殆どの都市がその周辺地域に対して自都市ギルド以外の者の商工業活動を禁止する特権を要求し認めさせていた。故に旧型ギルド・前期資本に対抗して新興産業資本が農業機構の内部で農村自営農民層の間から起こつて来る途は大きく鎖されていた。故にフランスの産業資本は、ギルド特権が縦横に張りめぐらされた旧型ギルド支配層・前期資本の牙城たる都市の真只中で、ギルド特権の拘束を打ち破りつつ力ずくで居すわるという、極めて困難な路を選んで発生・成長して行ったのである。この事がイギリスより遙かにフランスの産業資本にとって、封建体制・絶対主義体制を彼らの従つて商工業機構全体の発展に対する重大な障害たらしめた。即ちまず、封建的・領主農奴制的農業機構をフランス産業資本の進出に対するイギリスにおけるより遙かに厚い壁たらしめた。次に商工業機構自身の内部における前期資本と産業資本、ギルド規制と取引自由との矛盾・対立をイギリスにおけるよりも遙かに厳しいものにした。又従つて前期資本と結託しその後楯となる王権と産業資本との矛盾・対立を深刻ならしめた。もっとも王権が膨

れ上がる財政に見合う財源を求めて極端な重商主義に趨り前期資本のギルド特権を無視して自ら会社やマニュファクチュアを創って商工業の利を独占しようと謀ったり特許料を引き上げたりする場合には前期資本と王権との矛盾・対立も生ずるが、それは孤立を感じた前期資本を産業資本に接近させることにより産業資本の伸長の機会を与える。しかもこうして産業資本が伸びれば、それは結果的に王権と商工業機構・市民との矛盾・対立を深めかつ商工業機構・市民内部での新旧資本の対立を顕わにするだけである。こうして大革命前夜には各地の都市で産業資本が相当進出するが、その発展程度は前にも述べた如く未だ小規模なマニュファクチュア段階を出です既に資本主義の門口にさしかかっていた中国商工業の発展段階には到底及びえなかった。それを乗り超えるには、ギルド制的商工業機構、本質的にその後楯である王権、および封建制的・農奴一領主制的農業経済機構の全体を、徹底的に打破する以外に道はなかった。

しかも注意すべきは、この矛盾・対立において商工業機構の被支配階級即ちギルド労働者、産業資本に従属する賃金労働者、および小市民は産業資本と利害を同じくした。財政悪化した王権の商工業機構に対する搾取強化は彼らにしわ寄せされ、商工業機構の内部矛盾は動搖し弱体化したギルドの労働者の生活を、産業資本の伸び悩みは賃金労働者の生活を圧迫し不安定にし大量のルンペン・プロレタリアートを析出し、ひいて小市民層の成長・安定を阻害した。王権が打倒されギルド統制が外され封建制が打破されて産業資本を中心とする商品経済機構が都市と農村、商工業と農業とを打って一丸とする広域的統一的経済機構として自由奔放に発展できる日の到来こそ、彼らすべての生活の安定・繁栄を約束するもののように思われた。かくて産業資本家階級と商工業労働者・小市民階級との、即ち産業間分業機構上の上昇部門の上昇支配階級と被支配階級との他の支配階級全体に対する階級闘争のための連合が形成され、フランス絶対主義体制の土台の根本変革の条件が備わったのである。

しかもこの連合には農業機構上の被支配階級たる農奴階級も同じ利害に

よって参加するに至った。けだし領主階級は都市商工業の相対的に順調な発展の結果それに抵抗しつつも次第に貨幣経済に馴らされて行った上に、王権の急速な伸張により俄かに宮廷貴族化し奢侈と社交とになじみ政治費もかさみその費用を拈出するため勢い貨幣の調達に苦慮することになるが、一方封建制の典型的成立によりその経済基盤たる領主一農奴制経済機構は本質的に商品経済化および商工業の内部的発生・成長への道を自らに對して鎖しているので、農業経営の中から大量の貨幣を創り出すことは極めて困難である。かくて領主も国王同様財政的ピンチに見舞われるが国王のように商工業機構に寄生できないから農奴に対する搾取の強化によりこれを打開する以外に手がない。しかも自然経済的性格の強さの故に農業生産力は極めて低い段階に低迷しているのでそこから更に搾取される農奴の生活は極端に悪化する（革命前夜の農業生産性の低さと農）。かくて彼らの階級的不満は高まり、もし絶対主義体制の一端が崩れ始めて農奴への階級的抑圧力が弱まれば一気に階級蜂起が起こって領主一農奴制を転覆する状況が到来する。そして大革命の経過は正にそうなったのである。因みに、フランスの場合に比較してドイツでは、前に触れ後に詳述する如く、封建的分裂が深刻で商工業の発展が緩やかだったから領主階級は貨幣経済・商品経済に対してゆっくりと漸進的に領主一農奴制機構を適応させて地主一小作農的なユンカーリー体制に移行させることができ、又王権がそれほど強力なものとならなかったために急激に宮廷貴族化して俄かに貨幣経済に巻き込まれて苦しむことがなく自らの支配機構の中で徐々に商品経済機構・商工業を育てることにより自ら領邦絶対君主に変質し或いは絶対君主の官僚機構・軍隊の一員として絶対主義体制に適応してゆく余裕を見出しえた。これが18-9世紀を通じて緩やかに進行したドイツ社会分業機構の変化である。他方イギリスの場合は先にも触れいずれ詳説する通り、ノーマン・コンケストにより人為的に導入された封建体制の変則性と市民・領主の共同による征服王権への抵抗の歴史とが、封建制・領主農奴制の商工業・広域的商品経済機構に対する敵対性を弱めたので前者を徹底的に否定しなくとも

後者が十分成長発展しえ、かつ前者の内部における自営農民層の力の強さからして中世的都市商工業機構の限界を突破する産業資本の抬頭は都市でなく農村でこの自営農民層を主体として推進されたから、商品経済の農村への普及はフランスやドイツ（そして日本）のように主として領主（地主）階級の手でまず推進されたのではなく、彼ら自営農民一産業資本家階級を主体として推進された。その結果農業機構の商品経済機構化が広まるにつれて、農業機構における土地所有と労使関係の型態においては純粹に私所有的および資本一賃労働的な型態が一般化することとなった。即ち、独立自営農民つまり農産物の直接生産者は自分自身の手で自分自身の農業生産物を商品化する商人として無媒介的に市場と交渉を持つ所の産業資本家として現われ、従ってその土地および生産物を私的所有しかつ必要に応じて農業労働者と自由対等の立場で雇用契約を結んでその私的労働を自己の私所有地に投下せしめて農業生産を遂行するのである。そして大革命の結果領主一農奴制が完全に打破された後に生まれたフランスの農業経営型態は必然的にイギリスのあとを追うことになる（即ち、革命により封建的土地所有（は無償廃棄され土地所有権は完全に私権化され、独立自営農民による折半地主一小作制における旧地主権は一応近代的土地所有権に性格を変えたものとして承認されたがこれも急速に衰微の方向をたどり、革命前夜全農家の35パーセントであった折半小作農は1929年には5パーセント（耕地面積では10パーセント）に下り、寄生地主制が存続している場合も自由契約による土地賃貸借的性格が顕著となりかつ例外的性格の故に小作料）は極めて低く（日本の場合の数分の一）多く貨幣地代となつた。）。

フランス革命が生んだ近代的社會分業機構の構造の特徴（その一）、一元的な中央集権的官僚國家権力機構の全人民による所有・支配の理念すなわち國民主權、議会制民主主義、國民國家——人民主權と國民主權との違い、國家主義と民族主義および両者の結合による民族國家主義——民族とは何か

以上の如き産業間・階級間両分業機構の全面に亘る矛盾の発生とその相

乗作用の累積による深刻化という状況の中で、1789年三部会の招集を契機として勃発した大革命の経過は、正確にわれわれの矛盾法則に従って展開された。もともと三部会は、財政危機に直面した絶対王権が領主・市民ら絶対主義体制の他の（各産業部門の特殊）支配階級との協力関係の再建・強化によってこの危機を克服しようとする意図の下に招集したものであるが、この意図はまず、それら支配階級間に横たわる上記の如き深刻な産業間および一般階級間矛盾によって実現を阻まれ、逆にこれら支配階級間の（今まで表面上隠されていた）矛盾を露呈することにより絶対主義体制の支配権力の弱さをさらけ出して、反体制勢力たる産業資本（上昇支配階級）と労働者・小市民・農民（被支配階級）との連合勢力を勇気づけ彼らに乗ずる機会を与えるという結果を導くことにより、完全に裏切られた。かくてこの連合勢力が深刻な内部矛盾によって浮足立った保守的・下降的支配階級の連合勢力と基本的には真向から対立しつつ部分的には相手の内部矛盾に乗じて複雑な合従連衡過程をくり返すことにより相手を分断し混乱せしめて次第に急速にこれを解体・打倒して行った具体的経過は、読者の周知する所であるから冗説を省く。ともあれこのようにして大革命は、以上に詳説したフランス絶対主義体制の土台たる社会分業機構の根本矛盾を徹底的に克服する社会史的過程となつたのであり、その結果大革命を通じて旧体制を全面的に破壊しつつこれに代わって打ち樹てられた近代的社会分業機構の構造の特徴は、それが否定した旧体制の矛盾の構造の正確なアンチテーゼとして自らを決定することになった。これを分説すれば次の通りである。

第一に、絶対主義体制における一般階級間分業機構の構造（公権力の在り方。公権力機構の内部構造および公権力機構と人民との支配被支配関係の構造から成る。）を考えてみると、まず公権力の内部構造は国王、領主、都市ギルド支配層が各自独立に公権力の一部を分割担当しつつ（分権制）それら相互間に国王を頂点とする多分に名目的形式的な上下・階層関係（ヒラルヒー）が形成されている点に特徴があり、次にそれら公権力機構とそ

の被支配者たる一般人民（農民・労働者・小市民）との間には嚴重な身分的隔離のあること換言すれば公権力機構は人民に対して全く開かれていないことに特徴がある。（くり返して言うが、これらの点は、同じく前近代的な公権力の在り方と言っても中国と比べた場合西欧特に封建制・絶対主義体制が典型的に成立したフランスの際立った相違点である。中国の前近代公権力は一元的な中央集権的官僚国家権力としての内部構造を備え、その頂点に位する天子を除いては、公権力機構の一員（官僚）となる路は原則的・形式的には完全にそして実質上も相当程度まですべての人民に対して開かれていた。その点ではむしろ大革命後に成立した帝政や七月王政の公権）大革命における上昇産業資本家階級と労働者・農民・小市民階級（一般人民）との連合勢力はこのような公権力の在り方を根本的に覆した。即ちまず公権力の内部構造における分権制と分権権力間のヒーラルヒーとは、彼ら特に産業資本の従って広域的商品経済機構自身の発展を阻害する根本要因として決定的に廃棄せられ、一元的な中央集権的官僚国家権力機構に徹底的に組み変えられた。

ついでに言っておくが、近代的な公権力機構は必ずこのような構造のものでなければならぬというような必然性は一般的には存在しない。又一元的・中央集権的・官僚主義的であることが必ずしも近代的であるとは限らない。後の点についてはこれまでしばしば説明した中国前近代の公権力機構の構造がそれを証明している。前の点については、いずれ詳説するイギリスにおける国家権力機構の近代化過程と現状とがそれを証明するが、今予めそれに触れておくと、イギリスでは征服王権によって導入された封建制の特異性の故に征服王権と土着領主権との対立が（同じ土着権力たる）フランスの王権と領主権との間よりも強く逆に領主権と都市権力とが王権を制約する機関たる議会を根城として結合する面もあり（マグナ・カルタの成立その他王権を制約する中世的法原理）それを支える経済基盤として農業機構と都市機構との発達過程を想え。それを支える経済基盤として農業機構と都市機構との融合傾向もフランスより早く進んでいたので（これについては前にも触れた）その面からも領主と市民との対立はフランス程深刻でなく、その結果市民革命の過程を通じて王権とその官僚機構とが比較的容易に孤立化し従って無力化され或いは市民・一般人民の機関に変質して行ったと同時に（例えば普通法裁判所として発足しつつまず土着の領主・市民の慣習法的固有法的既得権を守る機関として、次いでやがて市民や一般人民の権利のとりでとして、体質を変えて行った事を想）領主権も比較的容易にその公権的性格を名目化し形式化して実質上え。

近代的私所有権へと自己変革を遂げて行くことができた。その結果市民革命の過程で王権・領主権・および都市公権の如き分権的公権力が徹底的に否定し去られることなく、形式的名目的に残存しつつ実質上市民・一般人民に対して開放されその強い影響・支配の下に置かれるという型態で、公権力機構の近代化が遂行されることになった。例えば普通法裁判所の上述の如き変質とか、王権の各種行政裁判機関が衡平法裁判所として普通法裁判所の保守化固定化を救済するため逆に市民のための市民法発達に寄与せしめられるとか、エンクロジュアその他に見られる如く商品経済の発達に鮮かに適応して領主階級が進んで農奴解放を行なって近代的土地区画所有権者に自己変革を遂げるとか、中世的都市公権が近代的な地方自治体の自治権に変質して広汎に残存するとか（例えばロンドン市の市政権が今なお裁判権や警察権を含む強大広汎な公権力として厳存していること），中世的なギルド特権の伝統が各種の産業団体や殊に資本主義と共に登場した賃労働者の業種別団結組織たる職業別組合の産業自治原理に裏付けられた各種業種別特権に形を変えて再生するとか、領主・都市支配層の牙城であった議会が一方で上院としてその旧い性格を遺しつつ他方下院として強大な労働党に代表される労働者階級をも広く包括する全人民の代表機関への変革を遂げるとか、更に国王の私的キャビネットであった内閣が国王の任命によりその性格を形式上残しつつ議院内閣制の導入により実質的に領主・市民・そしてやがて全人民に対して責任を負うものに変質して行くとかの過程がそれである。故にイギリスの近代的国家権力機構の構造は、全人民に対して開かれているというよりも全人民の影響・支配の下に置かれているという実質においてはフランスの近代的なそれに近く、フランスのそれは次に見る如く全人民に対し形式上開かれているが実質上は官僚機構として完結独立した統一体を形成しているために官僚自身が人民から遊離し独善的にそして結果的には支配階級の意図に従属して行動する傾向が強いのに比べてむしろより強くより直接的に全人民の影響・支配下に置かれていると言うべきであるが（この点はいずれ先で、フランス型欠陥と、イギリス型のそれの民本的長），その内部構造においては多分に中世所との対比として改めて詳説する。

的・封建的なものを留めており、殊に分権的・非中央集権的・従って非官僚主義的・人民自治的である点がフランスのそれに比し際立った特色となっている（イギリス近代の政治理論に特徴的な多元的国家）。そしてこの事は、一面において封建的公権力の広域的商品経済機構に対する抵抗・阻害が少なかったためにイギリスの近代化なかんずく広域的商品経済機構特に産業資本そしてやがてそれが主体となって生み出した近代的資本主義の早期かつ急速な発展をもたらして19世紀を通じイギリスの社会発展がフランスその他の西欧諸国を大きく引き離すに至った事態と正に表裏するものであるが、又逆に20世紀以降特に近年に至ってそれら公権力の（一元性・集中性・官僚主義の良い一面である）合理性の欠如の故に、又（その反面たる）分権主体の既得権尊重による保守性や私的自治の尊重による全体的統一的な計画の立てにくさの故に、独占総資本が国家権力と結託して資本主義の体質を全体的見地から統一的計画に基づき合理的に変革して各資本主義国家における独占資本主義の確立や技術革新や社会主義の進出によって生じた苛烈な資本主義の国際競争を乗り切る方途（「国家独占資本主義」）を甚だ実行困難ならしめて、最近に至りイギリスが後進資本主義国たる米、仏、独、そして日本に対してすら経済的劣位を余儀なくされているという事態を導く原因ともなった。ここにも「兎と亀・抜きつ抜かれつ法則」の明白な顕現を見ることができる。

それはともかくとして、フランス近代国家権力の一元的・中央集権的・官僚主義的構造の社会史的淵源と意義とは叙上のイギリスのそれとの対比において初めて明瞭になる。要するにフランスの絶対主義公権力内部の分権主体たる国王と領主およびギルド支配層との間にはイギリスのそれらの間における如き征服によって生じた民族的対立関係を基軸とする深刻な対立が欠けており、他方同じ原因および移植された封建制の変則性によるイギリスにおける領主権と都市、農業と商工業の融合傾向の相対的強さや自営農民の強さおよびそれと表裏する領主権の脆さはフランスではなく、従ってフランスでは三支配階級が一面矛盾・対立しつつもイギリスに比して

相対的に遙かに強固な結合を形造って産業資本と労働者・農民・小市民との連合の成長・発展に対するイギリスにおけるよりも遙かに重大な障壁として立ちはだかった。そのため後者の連合は自らの発展のために前者の連合を徹底的に打破し一掃すると同時に、従来前者の連合が排他的に所有し支配していた公権力機構の全体をそっくりそのまま一纏めにして彼らの手中に収めた。かくて大革命の結果公権力は、一纏めの全体として少なくも理念上は産業資本・労働者・農民・小市民の全体即ち「人民」全体によって所有され、彼らの手で一元的なそれ自身で完結した一個の体系（即ち統一的体系）として啓蒙思想家たちがかねて主張していた全く新しいプランに従って再編成されることになる。かくてそれは明確に中央集権的型態を採って産業間分業機構上のはっきり纏まって他の部門から区別された一個の分業部門を形成し、従ってそれに専従する職務を負った巨大な官僚群によって担われることになる。即ち「中央集権的官僚国家権力機構」となるのである。そして自らその機構の理念上の所有者・支配者でありながら同時に一般階級間分業機構上自己の手脚たる官僚が事実上現実に運営する公権力機構に対する被支配階級として現われる所の人民は「国民」となる。フランス的近代国家はかくて社会史上初めて国民なる社会構造上の範疇を生み出した。

国民による国家権力機構の理念的所有・支配が即ち「国民主権」の理念である。すぐ後で述べるが啓蒙思想が中央集権的官僚国家権力機構の自己抑制技術として主張した三権分立の制度は、形式上先述せる近代イギリス型多元的国家権力機構を模倣したものであるが、イギリスのそれが実は三権の分離ではなくて国家機関の分離独立であるのに対し、フランスのそれは全体としての国家構力機構の一元性・集中性の故に立法・司法・行政三機関の分離・独立は単に形式的にとどまり、実質的には国民自身又は国民意思の体現者とされる皇帝（ナポレオン）や（七月王政の）国王や独裁者（ド・ゴール）の主権の一元的・集中的支配の下に三機関とその各々が担う三権とが窮屈的に結合・統一された形で彼らに帰属するのであり、その

結果イギリスにおける先述の如き権力の多元性による社会の保守化・非合理性の弊害は防げる代わりに、とかく行政権が強く司法権の影が薄く、その行政権といえども立法権（議会）との結合が緊密を欠いたり立法権自身が小党分立によって弱体であったりするときには甚だ弱くて名目上はその下位に在って具体的な行政権発動を担当する官僚機構が実権を握り、「官僚独裁国家」化する傾向が顕著である（悪しき官僚主義）。それはともかく国民および国民主権ないし国民代弁者主権の観念の成立と近代的な中央集権的官僚国家機構従って官僚主義の成立との間には密接不可分の関係がある。この事はまず、分権主義的非官僚主義的な英米の公権力構造の下では人民（ピープル）主権の成立が大陸における如き明確なナショナリズムを生まず人民（ピープル）と国民（ネイション）とは一致しないのに、大革命は直接フランス・ナショナリズムを生み、他国の包囲攻撃から革命を守り抜き又ナポレオンに大陸制覇をなさしめる支えとなつたフランス人民（市民）は同時に国民的自覚に燃えたフランス国民であったこと（世の処刑は彼が外国君主と通じて祖国を裏切ったから行なわれたのであり、国家権力の奪取・変革を目指す革命の三色旗はとりもなおきずフランス国民（ナシオン）の旗として革命を転覆せんとする外国君主の軍隊に向かって打ちなびき、革命歌は即ちフランス国歌であって、市民に対し「行け祖国の子らよ」と呼びかけ、臣制者と外国軍隊とに対し自分たちの子らや田園を守るため）、又ナポレオンの大陸侵攻が行く先で中央集権的官僚国家体制の下での人民の統一即ち国民的統一の気運をナポレオンに対する人民の抵抗運動の盛り上がりの中で巻き起こし、19世紀に大陸を蔽ったナショナリズムの嵐のきっかけを作つたこと、により実証される。そして更に、前近代中国における中央集権的官僚国家体制が、民本主義や法治主義や産業活動の自由や全人民平等（官僚機構の全人民）への開放を含む。の原理に貫かれていた点でフランス近代国家体制と全く軌を一にしてゐたのに、国家権力の全人民所有の原理だけを根本的に欠いて、国家権力は天子の家産であり官僚は天子の個人的手脚たる臣であつて一般人民（民）から明確に区別されていたため、人民は国家の財産（宝、日本流にいえ）であつても國家の構成員ではなく況んや所有主体ではなく従つて国民ではなかつたことと比較すれば、その意味がよくわかるはずである。しかして前近代

中国で国家権力機構が完全に人民に対して開かれ人民の中から選抜された者が官僚としてそれを担当しながら、一旦官僚になった者は途端に人民であることをやめ主観的にも客観的にも名目上も実質上も完全に上昇転化して全く人民とは別階級を構成した理由は、くり返し述べて來たように産業間分業機構が極めて安定し國家権力機構、農業機構、および商工業機構が早くから発達成熟した統一的な広域的商品經濟機構の中で互いに緊密な協力關係を形造って發展し、従って各機構の支配階級（天子高級官僚、大地主、および資本家）も持ちつ持たれつで發展し、この総体的無矛盾性の故に局部的な階級矛盾（官僚対人民、地主対小作、）や一時的な業種間矛盾（例えば外敵侵攻による国家財政の窮乏が重税となって農民・商工業者にしわ）も局部的修正（例えば天子や支配）や他の部門への吸収（例えば土地を失った農民は賃労働者として商工業部門へ吸収さ）で克服され大局部的には旧来の社会分業機構全体の發展を促す要因となるが故に、官僚機構と農商工業機構との各部門担当者間にはお互いに自己の本分を守って他のやる事に口を出さない（相互的レッセ・フェール）という厳格な職業の専門化および専門尊重の原則が、社会的分業の根本原理として成立することになるからである。国家権力は地主や資本家の經濟活動に干渉せずその自由發展に対して家父長的理念に従って保護促進の役割を演じる（即ち一種の夜警国家）。一方地主や資本家や農民や労働者は各自その生業にいそしみ官僚に出世した仲間のやることに口出しはしない。彼らの要求する租税を認めその代わり自分たちの生業の安全を彼らに守ってもらうことで満足する。かくて地主・資本家以下人民すべてが国家権力機構の彼らに対する保護促進活動を単に期待するだけで、自分から直接国家権力の運営に影響力・支配力を及ぼすことを求めたりはしない。況んや国家権力を直接所有したいなどとは夢にも思わない。そんなことを要求しなくとも結構豊かにやってゆけるからだ。このことは形式上西洋封建社会における国王・領主・市民・農奴身分の固定に類するので、浅薄な史家はこの点を把えて前近代中国を西欧封建社会と同種の身分的不平等の社会と看做して來たが、これ程馬鹿げた誤りも少ない。以上に反して西欧絶対主義体

制の下では、農業機構の支配階級たる領主も商工業機構の支配階級たるギルド支配層も元々極めて政治的な存在で、彼らの経済的繁栄否産業間分業機構上の役割そのものが彼ら自身の分担する分権的公権力によってのみ保障されたのであって、政治的関心を全く持たず公権力と全く無縁だった中国の地主や資本家とは凡そ対蹠的な存在であった。そこへ叙上の如く産業資本及び労働者・農民・小市民が彼らの存立・成長・発展のためには是非でもこれら公権力を彼らの手に奪取して公権力を彼らの存立・成長・発展に好都合な型態に創り変えねばならぬという意欲に必然的に駆り立てられて大革命を遂行したのだから、公権力機構全体が彼ら自身の所有・支配という原理に基づいて新たに構成されたのは必然の成り行きであった。しかもこの公権力の奪取・変革は旧来の公権力分担階級間の勢力争いとして遂行されたのではなく、従来公権力から完全に疎外されていた一般階級間分業機構上の被支配階級の総連合勢力の手によって遂行されたが故に（一般産業間分業機構上の上昇部門の支配階級たる産業資本といえども、単にその部門内部の特殊階級間分業機構上の支配階級たるにとどまり、公権力に対しては被支配階級だったこと）旧来の支配階級内部の公権力担当階級や担当者の交替にとどまるものではなく（後述する19世紀ドイツや明治維新後日本の）、一般階級間分業機構上の階級的不平等を廃棄・絶滅しようとする被支配階級全体の願望を反映して、公権力機構の所有・支配を階級的に限定せず全階級全人民の所有・支配の下に置くべしとの根本的要求に貫かれ、かくて人民主権の理念を生み出し、その理念の具体化として全人民からの官僚の登用および後述する法治主義の採用と相まって官僚国家権力機構の構成と運営の基本プランを定める成文法規の制定機関として国権の根本機関となった立法機関への全人民代表の参加制度たる議会制度ならびにそのプランの執行機関として本質規定されるに至った行政機関の議会に対する答責制度（議会制民主主義）が創り出され、かかる型態で人民主権理念と公権力の一元的中央集権的な官僚機構としての再編成とが結びつく所に「國民主権」の観念を成立させ、近代的「國民國家」を成立せしめたわけである。

しかして注意すべきは、國民國家の成立が一個の国家社会の構成員相互

間の民族間矛盾（民族的対立）を一元的国家権力の争奪をめぐる政治的矛盾（政治的対立）として初めて明確に顕わならしめたことである。中世までの西欧は、東洋や中近東やアフリカの先進文化地帯で強力な統一国家が成立し膨張を遂げる度毎に故地を逐いだされた弱小未開民族のいわば吹きだまりであるから、民族間矛盾は古来至る処に存在した。ギリシア・ローマの国家社会体制からして実は、公権力を一手に掌握した民族による他民族に対する公権力的寄生の体制に外ならなかった事は前に述べた。しかし近代国民国家成立以前の民族間矛盾は、国家権力による支配被支配機構（一般階級間分業機構）と結びついて現われる場合には、ギリシア、ローマ、或いはノーマン・コンケスト直後のイギリスのように一民族が国家権力を排他的に掌握して他の民族をその権力により支配・搾取するという型態を採るか、又は各民族が一民族毎に一個又は数個の国家社会を構成してその中の異民族国家が互いに対立・抗争するという型態を採るかのいずれかであった。後者の場合には一国家社会内部の民族間矛盾は問題にならないし、前者の場合にはもし征服民族がその故地を離れず被征服民族居住地を植民地化ないし付属領土化しているにすぎぬならば（ローマ型）矛盾は被征服民族の分離運動とそれを阻止する征服民族の動きとして現われ、もし征服民族がその故地を移動して被征服民族と共にしつつこれを支配するならば（ギリシア・イギリス型）矛盾は征服民族から公権力をそっくりもしくは部分的に奪取し又は自民族の既得権を征服公権力に認めさせようとする被征服民族の運動とこれを阻止する征服民族の動きとして現われ、いずれにせよその矛盾・対立は型態上は純然たる一般階級間分業機構上の矛盾・対立（階級闘争）と何ら異なる所がない。ただイギリスの場合既に見た如く、この階級闘争を一層峻烈ならしめる一要因として作用するだけである。故にそれが、一般階級間分業機構上の通常の矛盾とは異質な特殊矛盾として通常矛盾から明確に分離して意識されそれだけ独立して論じられること、即ち公権力の争奪をめぐる階級闘争の明確なイデオロギーとして主張されることは殆どなかった。早い話が、ローマの奴隸が民族の独立を叫んで叛乱を起こ

したり、マグナカルタの中にイングランド人のイングランドの主張が赤裸裸な形で盛り込まれたりしたことではない。世界最高の文化民族という自負に凝り固まった中国人でさえ、唐や元の異民族王朝を打倒するスローガンとして攘夷とか中国人の中国とかの言葉を正面切って掲げはしなかった。
(清朝末には排清興漢が革命のスローガンになったが、そこには多分に西欧の民族国家主義理念の影響が見られる。) 約束の地カナンを求めてやまなかつた旧約のユダヤ人とて明瞭にユダヤ人の国家を要求していたわけではない。しかるに国民国家の成立はこの様相を一変した。複数民族国家における国民主権理念の勃興は、従来の一部民族による公権力の排他的支配を非とする明確な理念的根拠を提供した。従来公権力から遮断されていた被支配民族は当然この理念を援用して公権力の所有・支配への参加を要求した。しかも、只でさえ一部民族支配の複数民族国家の多かったヨーロッパは、ナポレオンの大陸支配およびその後に続く反動期の一部有力君主による領土の恣意的分割により、その悩みを更に大きくした。大革命の落し子として元々は統一的公権力の所有・支配への全階級参加の理念であった国民主権理念はここにおいて更に一般化され、明瞭・自覚的に全民族参加の理念を含むものとして主張されるに至った。かくて人類史上初めて国家権力の争奪をめぐる階級闘争における自覚的イデオロギーとして国家権力への参加における民族的平等の理念が高唱されることとなつた。即ち、古い形の単純な自民族至上主義から区別される近代的「民族主義」である。しかして、民族平等の立場で公権力への全民族参加を求めるこの民族主義は、当然の事ながら、自民族のみの排他的な公権力所有・支配に固執する支配民族とその国家権力とによって拒否され弾圧されるから、必然的に別個の解決策として被支配民族の国家的独立を求める「民族自決主義」としての民族主義に導かれ、そこで民族主義はナショナリズムと結びつくことになる。一方複数民族国家の中で急速に勃興した民族主義は単数民族国家にも輸入されそのナショナリズムと結びつくことによって他民族国家への民族的敵対意識を高めた。かくて近代西欧に成立したナショナリズム（国家主義）は直ちに民族主義と結合し、「民族国家主義」となるの

である。以後現代に至るまでそして今後当分の間、民族国家主義は各歴史的時点における最高次の統一的制度を持った社会（現代に至るまでそれは国家社会である）の土台を形造る社会分業機構の根本的構成原理となる。この原理を抜きにしてその間の一般社会史を論することはできない。帝国主義も全体主義もそして今進行しつつある社会主义的人民革命の過程も、凡そその後の世界史における巨大な潮流は、すべて民族国家主義と切り離して論することはできない。逐い逐いそれらの潮流の社会史的構造に言及するが、その準備として予め民族国家主義の本質を明らかにした次第である。

なおついでに、社会史構造のモメントとしての民族の本質・構造につき、ここで簡単に解説して置く。一口に言えば、その歴史的時点における最高次の統一的な社会的行為様式により結合された人間集団たる社会が民族である。つまり、共通の話題や関心の対象・共通の習慣・共通の風俗（言語や儀式や礼儀）・それらを維持するための共通の権威機構・そしてそれらとの関連においてしばしば共通の宗教を持った、その歴史的時点における最高次の統一社会、それが民族である。従ってそれは、その歴史的時点における最高次の統一的制度により結合された人間集団たる社会としての氏族社会や国家社会とは異質の最高次統一社会として、同一歴史時点で構成員の範囲を重なり合わせつつ後者（氏族社会や国家社会）と併存しているもう一つの最高次統一社会である。日本のように一民族の全体が一国家を作りて存在している場合には両者はその構成員の範囲について完全に一致しているので区別されにくいが（それ故日本では民族意識と国家意識とが直接イコールで結びつけられ、民族愛がそのまま愛国心と銘打たれて少しも怪しまれず、そのため国家権力の実質的掌握者および彼らと結託する一般産業間分業機構上の支配階級（今日では保守政党と独占資本との結合たる国家独占資本）が、自己の支配体制としての国家社会分業機構を土台とする現存国家社会に対する愛情の喚起を、一般国民に対して呼びかける、いわゆる愛国心養成政策が、民族愛養成政策と簡単に同一視されて、一般国民に受け容れられ易く、反体制運動を阻害する重大な要因となっている。この事は、社会主义革命が欧米資本主義およびそれと結託する買弁的自国資本ならびにその手先化した国家権力機構に対する民族的闘争の形で展開されつつある世界史の現状において、日本をこの潮流から外れさせている重要な原因の一つで），世界の他の殆どの地域では一民族があるから、十分注意する必要がある。世界の他の殆どの地域では一民族が多数国家に分れ又は一国家が多数民族から成るのが常態であるから両者の

相違は極めて明確に意識されている場合が多い。それ故前述の如く、一たび近代的国民主権理念と結びついて民族間矛盾の克服が国家社会の一般階級間矛盾克服のための政治的階級闘争のイデオロギーとして定立されるや、それは日本人には想像し難い共鳴共感の高まりを被支配階級民族の胸に喚び醒まし伝播して国家社会分業機構の全面的改革運動の巨大なエネルギーを蓄積するのである。アングロ・サクソン民族やラテン民族の陰謀によるゲルマン民族圧伏体制としてのベルサイユ体制をはね返そうとしたドイツ民族の民族的狂氣とも言うべきナチズムの嵐、古来西欧以上に複雑深刻な民族間矛盾を抱え続けて来たロシアや東洋諸国を襲った社会主义革命の潮、中国やアジア・アフリカの後進国における欧・米・日本の帝国主義者およびそれと結託する買弁資本やその手先化した国家構力への民族的抵抗たる人民革命方式による社会主义革命の進出、これら最近における世界史の巨大な歩みは、前に略述し今後次第に詳述する如く、社会史構造の基本的な因果関係の面から觀れば、すべて厳密に接触法則・矛盾法則・抜きつ抜かれつ法則に従って必然的に惹き起こされた土台の根本矛盾を克服する必然的な過程として説明されうるのであるが、その因果過程をかくも徹底的に荒々しく烈しく推進せしめている巨大な人民のエネルギーは、決して単に中央集権的国家権力機構の支配機構および資本主義的経済機構の中で必然的に広範強力に組織され階級意識に眼醒めた被支配階級の階級的組織力だけから来るものではなく、それと並んで近代的国民主権理念が喚起した民族国家主義理念により明確かつ自覺的に土台の根本変革（革命）に対して差し向けられ従ってその目的に適合すべく広範強力に組織化されるに至った被支配階級民族の民族的エネルギーに、その多くを負っているのである。そして又その事が、一民族一国家型態での一応の独立性の故に民族的エネルギーが以上の如き革命的エネルギーとして組織され難い日本において、アメリカ国家独占資本への日本国家独占資本の実質的従属とそれに伴う土台矛盾の激化にもかかわらず反帝・反体制闘争が国民的闘争として容易に盛り上がりえない根本原因の一つとなっている（例えばアメリカ軍事・基地に対する反帝・

反政府闘争は終始一部極左急進分子の闘争にとどまり、最近は共産党や社会党といえどもこれに対して甚だ微温的な態度を余儀なくされている如く。

フランス革命が生んだ近代的社會分業機構の構造の特徴（その二）、中央集権的官僚國家権力機構の自己抑制技術としての法治主義と人権保障理念との結合による近代的法治主義の成立、近代法治国家——矛盾法則の第二の局面・新社會分業機構の構成（土台再組織）過程における主導権争いとしての新たな階級闘争の発生——近代法治主義の歴史、その機能の二重性と土台発展との相互関係——現代国家独占資本主義体制における法治主義の新意義、労働者階級組織の体制内化・社会保障社会福祉の増進（福祉国家）・社會分業機構自動安定装置の出現などによる土台矛盾の内部的鈍化に基づくおよび独占資本と國家権力との癒着に基づく国家独占資本主義体制の内部的安定・強化、それを可能ならしめるための資本主義体制の国際化における後進国への矛盾のしわ寄せ——イギリスにおける法の支配、その成立の歴史および土台との関係、近代大陸法治主義との比論——現代国家独占資本主義体制における官僚と資本制企業経営担当者との独立中間階層的機能、資本と労働との調和（労資協調）・資本と国家権力との対峙（国家権力の中立化・調停者化）・および資本と労働との分離（経営者支配）という修正資本主義原理の創作と演出、国家独占資本の理性たる地位の確立、国家独占資本主義体制出現以前のフランス・ドイツ・日本および現代日本における官僚・経営担当者の支配階級従属的本質

先に中国帝權の構造に関連して述べた如く、法治主義は、安定せる中央集権的官僚國家体制の下では、官僚機構支配者の人民に対する（比較的寛大・謙抑的・民本的な）支配意図が中間に介在する官僚機構の恣意によって歪められたり全く伝わらなかったりすることがないようにするための、

官僚機構支配者による官僚機構の合理的な統制技術として成立するものである。故に形式上は徹頭徹尾官僚機構支配者の官僚統制技術であり、同時に実質上は中央集権的官僚國家権力機構の民本主義的理念に基づくその権力の原理的絶対性に対する現実的必要からの合理的な自己抑制策たる一面を持つ。法治主義は社会分業機構の基本原理として本質的にかかる二重の機能を果たすものであるが、両機能が互いに緊密に結びついて良好なバランスをとりつつ発揮されて所期の効果を十分に収めうるのは、前近代中国の如く社会分業機構の全体構造が十分安定した社会においてであり（他に近い類型を求めるに律令国家成立当時の日本や帝制初期のローマやカール大帝治下のドイツが、中央集権的官僚機構の成熟度において中国とは大分距離があるが一応安定した集権的官僚国家的体制をなし），これに反して社会分業機構の諸部門が互いに厳しい矛盾・対立の関係に置かれつつある状態の下で公権力機構の集権化・官僚化が推進される場合には、その公権力機構の構成原理として登場する法治主義は二機能のうちただ官僚統制技術たる側面のみが強調され民本主義的な官僚機構自己抑制策たる側面はむしろ有害として全く切り捨てられてしまう。いい換えれば、集権的官僚國家権力機構の純内部的原理としての法治主義は存在するが、対人民原理（つまり一般階級間分業と被支配階級（人民）との関係構造原理）としての法治主義は存在しないのである。例えば古代中国の戦国時代に現われた法家的法治主義は、そのような一面的法治主義の典型である。この時代は、春秋時代に諸都市国家の内部で諸氏族連合的な従来の社会分業機構を急速に破壊して新型公権力即ち地域国家権力としての王権が諸氏族公権力を否定しつつ伸長し中央集権的官僚国家権力機構を創造・整備して行った社会史的过程の後を引き継ぎ、かくて次第に強力となった各小地域国家が中原を打って一丸とする広域的商品經濟機構の発展に刺激されてそれらを統合する統一的国家権力を自己のヘゲモニーの下に建設しようとして激しい闘いをくりひろげた時期であった。故に各国家権力は、内部的には未だ十分に消滅・帰服しない旧氏族制的権力との抗争に苦しみ、対外的には他国の侵略の脅威に絶えずさらされている極めて不安定な権力であった。故にその官僚機構の支配者たる王権は、対抗氏族

権力や対抗外国権力とに対抗しこれを抑圧して行くためのマキアベリズム的権力発動の意図が寸毫の狂いもなく貫徹されることの保証として、成文法規に基づく厳格峻烈な官僚統制技術としての法治主義を要求した。この要求に応じて韓非が提唱した臣下統制技術は、予め制定された成文法規は制定者自身といえども絶対に破りえぬ程の峻厳さを以て官僚を拘束し（韓非自身がこの原理の殉教者），官僚はその定める職務を必ず果たさねばならず又その定める権限の範囲を絶対に超えてはならず（仮眠の君主の寝冷えを案じて着物をかけてやった冠係とその仕事を怠った衣裳係とを共に死刑とした），その違反に対する責任は必ず韓の昭侯の名高い逸話（韓非子二柄篇）を想え。追及されねばならず、しかしてこれら原則の厳守を担保するために君主は賞罰の二柄（臣下操縦用ハンドル）をその一端たりともその手から離してはならぬ（例えば糺問手続における刑罰権発動を特徴づける法定証拠主義は、証拠の評価という心理的過程にまで立ち入って官僚裁判官による刑罰権発動を君主が直接成立法規を通じて拘束することにより、刑罰権の君主自身の），というものであった。かように官僚統制技術としての法治主義の一面は極端にまで現実化される一方、対抗勢力に対して片時の油断もならぬ不安定な君主権には、民本主義的立場から対抗氏族制的権力や彼らと結びついていつ叛乱を起こすかもしれぬ農民や商工業者や労働者やそして彼らに押し立てられて君主に叛く危険を常に持つ所の君主の一族郎党に対して、寛大に対処し彼らの自由や権利を尊重するために成文法規に基づいて官僚機構の彼ら人民に対する恣意的な権力の濫用を抑制するという、法治主義の他の一面を期待することは全く不可能であった。この面では君主は、官僚機構の恣意的な職権濫用を、そして場合によっては所定の権限外のかつ他のいずれの官僚の権限にも属さない即ち国家権力の本来の範囲を超えた勝手な人民抑圧行動を、黙認し又は時として推奨した。つまり対人民関係においては、官僚機構は必要なら何でもやれる、人民に対してどんな事でも強制でき、従わねば勝手に処罰できる、とされたのである。これが即ち専制政体・警察国家・官僚絶対主義であり、かかる官僚機構の首長たる君主が専制君主・絶対君主なのである。

さて以上の如き中国戦国のそれと全く同一の構造・機能が、フランス絶

対主義国家権力機構とその法治主義との構造・機能に見出される。フランス絶対王権は封建領主（中国戦国時代の残存氏族），都市ギルド支配層（中国制的権力に相当する。戦国時代の商工業者），産業ブルジョアジー・農民・労働者・小市民ら反体制勢に相当する。力と片時の油断も許されぬ厳しい複雑な対抗・抗争関係の力学的均衡の上に立つ極めて不安定な権力だという点で中国戦国時代の諸君主と軌を一にし，この対立抗争におけるマキアベリズム的権力発動の成功を期するため自己の手脚たる官僚機構をその意図に従って一糸乱れず動かす必要から官僚統制技術としての法治主義を要求したが（かくて次々に各種の成文法規を制定し，例えは糺問手続・法定証拠主義の（帝政末期ローマ法から継承された教会法），同時に対抗勢力・人民のそれ）導入・整備・強化も急速に実施された。

に対しては官僚機構の職権濫用や恣意的強制や時として殆ど無法の暴力を黙認・歓迎・推奨して（例えばフランス絶対王制擁護のシンボルとして文学史上その名も高いダルタニアンと三銃士，シラノ・ド・ベルジュラックとガスコンの親衛隊の，貴族・大僧正・その手先・そしてしばしば同じ国王の臣下でありながら統制主義者（つまり法治主義の官僚統制的面の代表者）であり又貴族・高僧らとの政治的取引の結果しばしば彼らに対して柔軟に対処）官僚する宰相リシュリウをさえ向うに回しての，痛快・無法な大活躍を想え。

機構の合理的自己抑制策としての法治主義を徹底して否認し，典型的な専制・絶対君主権となった。もっとも前にも述べた通り，ルイ14世の治世以降絶対主義体制が一応束の間の安定を迎えた時期には，王権も多少寛大な気分になり対抗勢力の方も形式上王権に屈服しつつ実質上彼らの旧来の慣習法的諸権利を王権にはっきり認めさせるという形で（つまり名を捨てて実を取るというやり方で）王権との妥協をはかった方が得策だと考えるに至ったから，自然に封建貴族および旧型ブルジョアジーの上記の如きイデオロギーを代表して，王権が明確な成文法的形式により権力発動の根本方針と官僚機構の活動を通じてする具体的な権力発動の方法とを定めその中で彼らの旧来の慣習法的諸権利を認めてこれを侵害しないことを明らかにすべきである，という形での法治主義のもう一つの側面を主張する者が現われて来る。即ち，人民実は封建貴族や旧型ブルジョアジーの権利を保障する（「人権保障」）ために王権による官僚機構の活動を通じての国家権力の発動を予め制定された成文法規により拘制する（「制限制体」）という型の法治主義が主張されるのである。このイデオロギーが初期啓蒙思想に外ならず，モンテスキ

ューを以てその代表者とする。これを中国史に比定すれば、前述の如く戦国の動乱を克服して安定せる古代的統一国家たる漢帝国が出現する過程で叔孫通や董仲舒らに代表される儒教的徳治主義の主張が栄えたことに照応する。けれども、徳治主義が巨大な中央集権的官僚国家権力機構に対する中国帝權の統一的体系的な成文法規的拘制の基礎原理として次第に導入され普及し確固たる地位を占めて行ったのに対し、初期啓蒙思想は結局フランス絶対王權によって基本的には拒否されることになる。なぜなら、既述の如く本質的に極めて不安定な構造を持つフランス絶対主義体制の東の間の安定は瞬く間に破れ王權や領主權の財政的苦境・その市民・労働者・農民へのしわ寄せ・産業ブルジョアジーの進出・従って彼ら間の複雑な葛藤の再開・激化が必然的に訪れるから、啓蒙思想を受け入れて敵対勢力を強化し進んで己の墓穴を掘るような真似を王權がするはずはないからである。かくて王權に人權保障的・制限政体的法治主義を受け容れる能力のないことが判明するに従い、期待を裏切られた啓蒙思想は必然的に王權およびそれと結託する領主・旧型資本を支配階級とする絶対主義体制に対する反体制的イデオロギーに転化し、産業ブルジョアジー・労働者・農民・小市民の反体制的階級連合勢力によって担われることになる。かくて人權保障的・制限政体的法治主義は「革命原理」となり、国民主權理念と共に革命後建設さるべき理想社会における国家権力機構と人民との関係およびその関係に照応する国家権力機構の内部構造の基本的構成原理として主張されることになる。ルソーに代表される後期啓蒙思想がそれである。かように一般的に言って、国家社会変革期においては法治主義に本質的に帰属する二つの機能は真二つに割れ、中央集権的官僚国家権力機構の内部的統制技術たる側面はその機構の支配者の手中に握られて法治主義の実在的側面を構成し、人權保障制度・制限政体原理たる側面は革命勢力即ち産業間分業機構の上昇支配階級と被支配階級との連合勢力の反体制イデオロギーとなって法治主義の理想的側面を構成するに至る。

けれども革命の成功と共に後の法治主義は新社会分業機構における一般

階級間分業機構の基本的構成原理として法治主義の実在的側面たる機能を獲得する。同時に前の法治主義は、革命の結果新社会分業機構の建設に対する主導権を奪った階級が反対勢力（旧体制を維持・回復せんとする反革命勢力および革命を遂行した階級連合内部の主導権獲得闘争に破れた階級勢力）を弾圧しつつその建設意図を官僚機構の活動を通じて正確に具体化するために官僚機構をその意思に厳格に従わしめるのに必要不可欠な技術として、一層の重要性を帯びるに至る。

大革命の成果として打ち樹てられた近代的法治主義・人権保障・制限政体の本質を論じるに当たって、従来人々は前の面だけに眼を奪われ後の面を殆ど看過して來た。即ち近代法治主義は専ら人権保障・制限政体の技術としてのみその実在的機能を理解されて來た。しかし史実を冷静に分析すればすぐわかるはずだ。大革命の過程を通じて中央集権的官僚国家権力の争奪は常に諸階級勢力による革命の主導権争いにおける天王山だったのであり、これを奪った勢力は、反対勢力を激しく弾圧しつつ自己の意にかなった新体制の創造を遂行するための最有力の武器としてこれを用いたのであり、従ってこの目的で官僚機構を自己の意思に厳格に従わしめるための法治主義は常に最も厳格に貫徹されたのである。そしてその反面において、この目的達成に妨げがあれば人権保障や制限政体の要求はしばしば緩められ無視され又は否定された。テルールはその最たる場合であった。

大革命の主導権争いはひとまず産業ブルジョアジーの制覇により幕を閉じる。テルミドールの反動以後の過程がそれである。後に見るロシア革命の場合に比べるとフランス革命の場合には、産業資本の成長・発展および産業ブルジョアジーの階級意識の眼醒めならびに階級的組織力の程度に対するプロレタリアートや農民のそれは遙かに低かった。従って旧体制破壊後の新体制創設の主導権争いは、最終的に産業ブルジョアジーの制覇・プロレタリアートおよび農民の敗北に帰すべき運命に在った（大革命の結果生れた1791年憲法が能動的市民にのみ選挙権を与え資産家のみを国家権力の主）。労働者の間には人と認めたことは、既にこの運命の明確な先触れとなつた。労働者の中にはギルド労働者とギルド外労働者との旧来の対立が未だ尾を引いており、そ

の上ギルド禁止法（ル・シャ）は労働者の対資本家団結組織たる労働組合の結成を取引の自由を阻害する中世的ギルドの復活と看做して禁圧していた。つまり産業ブルジョアジーは、既に絶対主義体制の下で王権・領主権・旧ギルド支配権に対抗して明確な階級意識を持ち共通の階級的利害の計算に基づいて統一的に行動する能力を備えるに至っており、その結果ギルド禁止法の精神をねじ曲げて対労働者抑圧の武器として意識的に利用する程の階級的狡智を身につけていたのに対して、労働者階級はバラバラで足並みが揃わず、足並みを揃えなければと考え出した頃には既に労働組合という階級結束の最大の武器を奪い取られた後だったわけである。他方農民は農奴身分から解放されたばかりである上に農業機構の本質上集住性に乏しく、加えて旧農業機構の封鎖的・自然経済的性格を十分克服しない段階では、必然的に階級的組織化が極めて不十分であった。従って彼らの利益を代弁して実質的にも完全な階級平等の実現を目指す急進派は、結局彼らの階級的組織力によって十分に支持されることができず、産業ブルジョアジーとその利益を代弁する穏和派の前に敗れ去ったのである。もっとも当時は反革命勢力とこれを支援する外国国家権力・軍事力との脅威が未だ大きかったから、ブルジョアジーがあからさまにプロレタリアート・農民を敵に回すことは自分自身を階級的に孤立化させて極めて危険であった。そこで彼らは賢明にも、共和政体の下で彼らが直接国家権力を掌握することによりその階級支配の実体を人民の前にさらけ出して大革命の理想だった国民主権理念と現実との乖離を思い知らす愚を避け、大革命の英雄ナポレオンが革命理念のシンボルとして持つ所のカリスマ的権威を利用してこれに国家権力を委ね、恰も大革命のあらゆる理念がナポレオンの國権発動を通じて具体化されているような錯覚にプロレタリアート・農民を陥れつつ、実質的にはナポレオンとの階級的提携による間接的階級支配を行なう途を選んだ。即ち帝政国家社会体制の出現である。

以上の社会史的過程はまず一般的に見ると、既述せる矛盾法則の第一の局面「産業間階級間両分業機構の全面にわたる矛盾の相乗作用の累積によ

る土台の矛盾の激化は産業間分業機構の上昇部門の支配階級と被支配階級との連合勢力による階級闘争により克服され土台の再編成を齎らす」という法則の後を引き継いで、その土台の再編成が具体的に如何なる過程を踏んで行なわれるかの法則を明らかにしている。即ち、「旧社会分業機構の保守的支配階級を打倒した瞬間から、その打倒のために結成された階級連合は直ちに解体し始め各階級は新社会分業機構の創造における主導権を獲得するため公権力を掌握しようとして新たな階級闘争に入る。そしてこの闘争に終局的勝利を収めた階級がどの階級であるかにより、新たに構成される社会分業機構の構造は著しく違ってくる。」

次に以上の社会史的過程は特に当面の法治主義の運命に関しては、次の事実を明らかにしている。即ち、新しい社会分業機構が中央集権的官僚国家権力機構を要求している場合、この新たな階級闘争において官僚統制技術としての法治主義は、その闘争の暫定的及び終局的勝利者（国家権力を実質的に支配する階級）にとって対抗階級を抑圧してその勝利を不動のものとし自己の主導権の下に新社会分業機構を構成するために必要不可欠な原理として、必ず要求される。故に新社会分業機構が人権保障的・制限政体的なもう一つの法治主義を基本構成原理として要求している場合には、この社会史的局面（^{土台再編成過程と}_{新土台確立過程}）で法治主義の二つの機能が相並んで一般階級間分業機構の基本的原理として実在することになる。

しかし、新土台が十分に安定するまでは反対勢力警戒・抑圧の必要から二機能中ともすれば官僚統制技術的機能が優越し国家権力の対人民関係原理としては名目上掲げる人権保障よりもむしろ、「国家権力は成文法規さえ定めればそれに基づいてどんなことをもなしうる」という方向において現実に機能する面が強かった。かくてそれは全ヨーロッパを帝権の下にひれ伏させようとするナポレオンの無謀な個人的野望の道具となった。しかし帝政没落後の反動期を乗り越えて七月王国以後資本主義の発生・成長に伴い急速にブルジョアジーの階級的優位が確固不動のものとなりブルジョアジーと法治主義的国家権力機構との議会制民主主義に基づく緊密な結合

による一般・特殊両階級間分業機構におけるブルジョアジーの実質的支配の体制が完全に安定すると、同じ階級的搾取・抑圧の意図と必要とから、手段においては逆に法治主義の人権保障的・制限政体的機能が強調されることになる。なぜなら、かかる法治主義原理に基づいて国家権力が謙抑主義的に振舞いすべての国民の自由権を保障し国民の活動に対して極力干渉しないことは、言いかえれば資本主義的一般産業間分業機構上の今や確固不動のものとなった資本家階級の労働者階級に対する支配と搾取との自由を法的に認めることによりその支配と搾取とを国家権力が保障し保護することに外ならぬから。してみれば実は、人権保障的・制限政体的法治主義自身が、こうして漸く近代市民国家社会の一般階級間分業機構の基本的構成原理として完全に実在化されるに至った途端に、後期啓蒙思想により反体制的原理として主張され大革命の指導理念とされた当初の非実在的・理想的型態とは、形式こそ同一であれ実質的機能においては全く別のものになってしまっているのである。つまり、国家権力を実質的に支配する階級の階級的利己主義に基づく国家権力の濫用から被支配階級を防衛するための道具たるべき人権保障的・制限政体的法治主義の理想型態とは全く逆に、資本主義の成長と共に完全に実在化した人権保障的・制限政体的法治主義は、国家権力を実質的に支配する資本家階級の資本主義経済機構としての一般産業間分業機構上の労働者階級に対する階級利己主義に基づく支配・搾取を被支配階級（労働者階級）の批判・攻撃から防衛するための道具と化する。しかし又、理想的機能が全く実在化されなかつたときめつけるのも一面的である。前述の国民主権理念が一般階級間分業機構のもう一つの基本的な形式的構成原理（既述の如く、主権は実権に対する概念で）として確固として実在している以上、自由権の保障はすべての国民に対して与えられなければならない。「成文法規さえ制定すればそれに基づいてどんなことでもやれる」と言っても、国民主権理念の要請に背くことだけはできないから、自由権を資本家階級だけに対して保障し労働者階級に対して認めないというわけにはゆかない。故に労働者階級の資本主義的搾取に対

する批判・攻撃の自由そのものを真正面から奪うことはできない。そしてそのことが、即ちこの批判・攻撃（具体的には言論・出版・結社・）の自由の法原理的保障が、労働者階級の階級闘争を、自己の行動の正しさの確信によって勇気づけ又資本家階級のこの批判・攻撃に対する弾圧の合法的に可能な範囲を（法解釈上のあらゆる詭弁やこじつけや国家権力との結託による脱法の黙認にもかかわらず）狭めることにより容易にしたことは、十分評価すべきである。けれども、既に大革命のさ中においてギルド禁止法が労働組合の結成を禁止して労働者階級の階級的闘争力を決定的に弱めるために不当に適用されたり、無能・消極的な市民はその国家主権に対する持分を適切に行使する能力がないという、民法上の無能力者保護理念のねじ曲げられた適用により労働者階級が国家権力機構の実質的支配から閉め出されたりした事から明らかのように、又労働者団結権が法的に認められ普通選挙制度が確立したのが漸く19世紀の末葉であった事から一層明らかのように、法治主義の人権保障的・制限政体的機能は労働者階級の自由を保障する目的で発揮される場合には、「成文法規を制定してそれに基づいてやりさえすれば官僚国家権力は何でもやれる」という法治主義のもう一つの機能により、実質上殆ど骨抜きにされたと言える程の大きな制限を受けたことも、看過することはできない。故に法治主義の二機能中近代市民革命以後終始一貫して一般階級間分業機構の根本的構成原理として確固として実在し続け他の機能と共に存する場合もそれに対する自己の圧倒的優越を主張し続けて来たのは、支配階級がその階級意思を国家権力機構の活動を通じて実現・貫徹するために不可欠な官僚統制技術としての機能であって、人権保障的・制限政体的機能ではない。後の機能は、革命過程および帝政期には甚だ影が薄く、七月王政以後急速に顕在化するが飽くまで資本家階級の国家権力を通じてする階級支配の意図に従属し、従って資本家階級の自由権保障には100パーセント効果を発揮したが労働者階級のそれには成文法規に基づいてその機能の発揮を著しく妨げられた。

この事を端的に象徴するものは革命当初新国家の理想として謳われた

1789年人権宣言8条の罪刑法定主義と新国家の実在的構成原理として成文法規に明定された1810年ナポレオン刑法典四条のそれとの明白な文言上の相違である。前者では罪刑の成文法規による明定（いわゆる罪刑法定）を定めた文言の前に「成文法規は必要な刑罰のみを定めよ（不必要的刑罰は定めるな）」との文言が置かれているのに対し、後者ではこれが省かれていわゆる罪刑法定の文言だけになっている。この省かれた部分が刑罰権の謙抑主義を明らかにしたもので、国民の行動の自由に対する国家権力の可及的不干渉・自由権の保障・制限政体という法治主義理念の理想的側面を表わしていることは明らかである。フランス刑法典がこれを削除して今日に至っていることは、要するに近代市民国家の基本的構成原理として実現された瞬間に法治主義の理想的側面の大半が脱落することを鮮やかに示すものである。同じ事がフランス刑事訴訟法の運命を通じても看取されうる。大革命直後フランス絶対王権の人民に対する専制と官僚機構に対する峻厳な法治主義的官僚統制とのシンボルであった糺問手続（国家権力の一方的審尋（職権主義・秘密主義）や特に拷問はその専制のシンボルであり、裁判官の心証形成過程）はまで成文法規で拘束する法定証拠主義は法治主義的官僚統制のシンボルである。当事者主義と自由心証主義とを探り被疑者・被告人の権利保護に細心の注意を払う純イギリス型刑事訴訟法に改められた。これは人権宣言の理想の端的な反映である。しかるに革命の進行につれ革命勢力内部の権力闘争の激化に伴い刑罰権を反対勢力の抑圧に利用するため刑事手続の職権主義的方向への逆行が起りナポレオンの刑事訴訟法典は明らかにイギリス型刑事訴訟法と糺問手続との折衷的型態を示している（国家訴追主義・予審制度などにおいて特に顕著である）。かかる刑訴法が今日まで生き永らえていることからも、フランス型近代市民国家における法治主義の何よりもまず階級支配のための官僚統制技術たる性格は明らかである。

資本主義の安定期に入り一応資本家階級のための人権保障機能も顕著になるからこの性格にはいわば一種の煙幕が張られるが、20世紀に入って資本主義経済機構内部の階級矛盾と各国資本主義相互間の国際的産業間分業機構上の矛盾を中心にして資本主義の矛盾が激化し資本家階級支配の土

台が動搖すると、資本家階級は再び法治主義の持つ二機能のうち階級支配のための官僚統制技術たる機能を前面に押し出し、その意思によって厳格に統制された官僚国家権力機構の仮借なき干渉によって労働者階級の反体制運動を抑圧しかつ國際的産業間分業機構における自國資本主義の優位を目指す帝国主義的争覇の勝利に向かって国民の総力を結集しようと企てる。かくて法治主義の人権保障的・制限政体的機能は再び全面的に後退を余儀なくされる。殊に後述する独・伊・日本においてはこの傾向が著しく（「全体主義」）近代法治主義のシンボル罪刑法定主義すらこの必要に従属して否定され又は著しく緩和されるに至った。

第二次大戦はこの帝国主義的争覇に一応のピリオドを打ち、資本主義は国内的にも国際的にも後述する新たな安定を次第に回復したので法治主義の人権保障機能も回復し、殊に戦時経済を支えるため資本家階級が労働者階級の協力を求めてなした幾多の階級的譲歩により戦後急激に労働者階級の経済的条件・組織力・政治力（国家権力の発動に対する影響力ないし支配力）が高まった事から、従来は資本家階級に対してしか全面的には適用されなかつた自由権保障が労働者階級に対してもほぼ全面的に適用されてその階級的性格を著しく緩和し理想的型態に近づいた。しかしながら反面、後に詳しく考察する如く労働者階級のかかる階級的躍進は先進資本主義国に関する限り資本家階級の利益に反するどころか大局的には明らかに資本主義全体の発展を齎らし結局労資両階級の利益を共に増進するので、階級矛盾を緩和し労働者階級の組織的な階級闘争の反体制的性格を鈍化させ、労働者階級とその組織（例えば労働組合）とを体制内化する傾向を生じた。一方資本家階級内部では諸資本の淘汰や統合が推進されて少数の独占資本による一般産業間分業機構の全面的所有の体制が整った。かくて独占資本は一面生産手段の全面的支配、他面労働力の直接支配者たる労働者組織の懷柔・体制内化を通じて労働力の間接的支配により、一般産業間分業機構全体に対する極めて安定した支配体制を築き、同時に議会制民主主義の機構を通じてこの支配体制をそのまま国家権力機構の支配体制に反映さ

せることができ、こうして有史以来最も安定しつゝ緊密不可分な国家権力機構と一般産業間分業機構上の支配階級との結合・癒着の現象を生じた。

さすればもはや資本家階級は国家権力の圧制を懼れてその資本主義經濟機構への干渉を制限する必要はなく、逆に資本主義經濟機構の全体的繁栄・発展とそれに伴う自己の階級的利益の必然的増大とを齎らすような、国家権力の資本主義經濟機構全体従って独占総資本に対する積極的な援助・保護と、個別資本の自由活動に対する全体的大局的見地からの統制・干渉とを、積極的に行なうべきである、と判断するに至った。しかも資本独占の強化は個別資本の近視眼的視野からでなく大局的全体的見地から理性的に資本主義全体の繁栄・発展の方途を考える能力を資本家階級に付与した。

ここにおいて単に自由権の保障を以て能事終れりとする消極的・防衛的な夜警国家的法治主義は、人権保障的制限政体的法治主義の型態としてもすでに過去のものとなった。新しい人権保障は積極的な国家権力の發動による国民の福祉の増進たるべきであり（「生存権的基本権」），更に国家権力は単なる福祉にとどまらず資本主義全体の繁栄・発展のために積極的に有効と考えられるあらゆる手段を講ずべきである。しかるに、このような国家権力の積極的發動は当然に新たな成文法規を制定しこれに基づいて行なうことを要する。ここにおいて階級支配のための官僚統制技術としての法治主義が、全く新たな意味を以て現代法治主義の中心機能として立ち現われる。即ち――

以上のような現代資本主義国家社会分業機構新体制の特徴的構造は纏めて言うと次の通りである。第一に資本主義的な一般産業間分業機構内部における独占資本と労働者階級との階級矛盾が（1）労働者団結権の保障・保護、労働組合の經營参加権・国政参加権の設定等を通じてする当該分業機構支配権中労働力支配権の労働者階級組織（労働組合）への分与・（2）国家権力による社会福祉・社会保障制度の拡充とそのための高率累進課税制度等による資本家利潤の吸上げとを通じてする独占資本の挙げた巨大利潤の一部の労働者階級への還元・（3）以上による労働者階級の富裕化・

組織力の強化が独占資本の窮乏化・弱化を招くどころか逆に資本主義的一般産業間分業機構全体の安定・発展を確保・促進する要因（自動安定装置）として働くという当該分業機構内部の好循環の形成（即ち独占資本と労働者階級との大局的に見た場合の協力関係・持ちつ持たれつ関係の形成）により鈍化し（但し労資間の利潤分配の不平等・貧富の階級隔差は資本主義の存立する限りその本質として残るから、矛盾の解消はありえない。又後述する如く国家独占資本主義体制内部の階級矛盾の鈍化は、実は社会主义の発展により脅かされた資本主義全体の防衛のために後進諸国を国際的資本主義機構の中に力ずくでくり込んだ先進資本主義諸国の政策により急激な土台の矛盾激化を起こして社会主义革命の方向に走らんとする後進諸国を、これ又力ずくで国際資本主義機構の内に繋ぎとめようとする先進資本主義国の新型帝国主義の侵略を受けて喘ぐ、後進諸国人民の犠牲の上に築かれたものである（例えばベトナムを見よ）。つまり国内矛盾を国際矛盾とすり変えること），大局的全体的実質的に見た場合の独占資本の一般産業間分業機構上の階級的支配権が一面的局部的形式的には労働者階級の進出により縮小された觀を呈しながら極めて安定し強化されたこと（「己を保たんとする者はこれを失い、己を捨つる者はこれを得べし。」（マタイ伝16・25など））というキリストの教えと引き比べよ。第二に議会制民主主義の機構を通じて一般産業間分業機構における叙上の如き階級関係的支配・被支配がそっくりそのまま一般階級間分業機構上の階級的支配・被支配關係に反映し、一面的局部的形式的には労働者階級政党が國家権力の支配権の一端を現実に担いながら（イギリスのように労働政党が直接政権を担当する事さえ起りながら）大局的全体的実質的には独占資本が各階級政党をその殆ど完全な代弁者・手脚として（イギリス労働党が今日イギリス独占資本主義経済機構の完全な手脚として斜陽のそれの保全・立て直しに（しばしば労働者階級の要求に反して）狂奔して）国家権力の支配権を掌握するという形で、独占資本と国家権力との緊密な結合・癒着の形勢を生じていること。

第一の特徴に着眼した場合この新国家社会分業機構は「福祉国家」体制と呼ばれ、第二の特徴に着眼した場合には「国家独占資本主義」体制と呼ばれる。経済権力と公権力との癒着（一般産業間分業機構上の支配階級と一般階級間分業機構上の支配階級との同一化）という点でそれは氏族制および封建制社会分業機構の再版であり（封建制がすでに氏族制の再版である点から言えば、国家独占資本主義は再版封建制・再再版氏族制と言えよう。）、独占資本と労働者階級との特殊階級間分業が極めて安定した構造の下に固定し（具体的には、資本家は生まれながらの資本家で、労働者は極く例外を除き一生労働者、そして労働者の一部エリート（ホワイトカラー）が資本家の手脚たる経営機構担当者（経営者とその部下）として中間階層（階級的には労働者、その機能と意識においては資本家）かつ直接労働者を支配階級）として安定した地位を占める、という構造である。）

する労働組合の体制内化による安定のために各組合間の産業間分業が固定して組合はそれぞれの担当産業・担当職能分野における労働業務担当の特権・独占権を主張し合い認め合って一種のギルドと化するという点では、正に古代の奴隸制・氏族間分業および中世の農奴制・ギルド制の再版である（私はかつて現代資本主義社会を新型封建社会と呼んだことがある。但しそれはそれ自体としては、旧封建社会のように土台の全面に亘る根本矛盾を本質的に抱えた極めて不安定な構造の社会ではなく、上述の如く階級矛盾の鈍化した、従って支配階級たる独占資本が大局的に全階級の強い支持を得ている、極めて安定した構造の社会である点で、旧封建社）。かような状況の中で国家権力は単にかかる新社会分業機構の重要なモメントであるだけでなく、その形成の積極的推進者であり、かつ形成された新機構を維持・育成する実力的支えであって、いわば新機構の産婆役と乳母とを兼ねているのである。なぜなら、基本的に国家独占資本の階級的理性により企てられた新機構の建設と運営とは、上の如き社会分業機構各部門の役割の固定化とそれらの間の相互均衡・相互協力・相互癒着とを確保するために、中央集権的官僚国家権力機構の体系的統一的な計画に基づく、従って必然的に体系的統一的な成文法規に基づく官僚機構の一糸乱れぬ統制即ち法治主義的国権発動を通じてする、極めて積極的かつ強力なそれら各部門とその相互関係とへの干渉・介入・拘制を必要不可欠とするからである。ここにおいて法治主義は、単に自由権保障という消極的な階級防衛の手段でもなければ、生存権保障という積極的な社会福祉推進の手段としてとどまるものでもなく、又単純な階級的抑圧・搾取の道具でもなく、さりとて階級的に無色な官僚機構の合理性を保つための純内部的原理ないし技術に尽くるものでもなく、国家独占資本主義社会分業機構の上述の如き複雑・多面的な構造のダイナミクスに基づきそれらすべての機能を包括・総合したものとして極めて重要な社会史的実在性を獲得する。

以上近代法治主義の歴史を概観してわれわれは、それがその本質に横たわる機能のしばしば自己矛盾的な二重性に基づく「^{もろは}双刃の剣」的性格および社会分業機構の変遷とその二重機能との複雑な絡み合いにより、実在的機能の社会的意義を不斷にカメレオンの如く変幻させる曲者であることを

熟知した。殊に現代法治主義はその総合的・多面的機能の故に、一面的な意義づけ・評価を拒否するものである。しかるに粗雑な通説的理解では、とかくその理想的機能と実在的機能とが安易に混同されたり、過去の或る社会史的時点で実在したその一面的機能が法治主義の本質的全体的機能であり従って現代でも当然にそうであると信じられたりしている。そこからして現代資本主義国家における、又社会主义国家における、法治主義の存在不存に関する極めて恣意的な認定と一面的で従って一律的な評価とが横行することになる（例えば、近代法治主義をモンテスキューが説いた理想の延長においてのみ理解する多くの人々は、前近代中国には人権保障の理念がなかったから当然法治主義がなかったとか、イギリスは近代的人権保障の母国であるから当然法治主義が早くから発達していた筈だとかの、全く事実に反する錯覚に固執しているし、絶対主義時代のドイツや日本でも、現代資本主義諸国でも、社会主义国家でも、又社会主义の草創期であろうと安定期であろうと、ソ連型社会主义であろうと中国型社会主义であろうとベトナム型社会主义であろうと、常に法治主義の存在は被支配階級にとって有利にのみ作用し、従って常にその欠如は非難さるべきだ、と言った類いの単純に割り切った考えに囚われて）。かかる誤りを一目瞭然ならしめるために、以下近代的人権保障の母国たるイギリスで人権保障が一貫して反法治主義的階級闘争により獲得された社会史的経過の概要を説明しよう。

既述の如く、11世紀にイングランドはフランスから侵入したノルマン王権により征服され、以後この征服王権に対して土着イングランド人は封建領主・僧院・市民を問わず一致してしつような抵抗を続けた。かくて中世から近世にかけて王権と封建領主・僧院・市民の連合勢力との間に激しい葛藤がくり返された。しかしてその葛藤の焦点は、王権が故国の封建的公権力機構をその専制権力によって、従って多分に変則的な中央集権的官僚国家権力機構に裏打ちされ統制され監視された所の王権の機構の一環としてはめ込まれ王権に従属し独立性希薄な非分権的封建制として、封建領主・僧院・市民に対して押しつけようとし、これに対して封建領主・僧院・市民側がこの押しつけられた封建的公権力機構の中で王権の統制・監視を排除し各自の権力の王権に対する独立性・非従属性を獲得・確保をしてあわよくば本来王権直属の機関であったものを彼らの手に奪取し逆に

彼ら自身の機関として彼らが王権に対抗するための公権力的手段・彼らの公権力のとりでたらしめようとする争いに在った。故にこの闘争はフランス革命における諸階級間の激突の如く或る程度独立の複数の公権力機構間（王権・領主権・）、および公権力機構と被支配階級との間（以上と産業資本・労働者・農民と）の明快な対決ではなくて、一つの公権力機構の内部における、集権勢力と分権勢力との、互いに自己の支配範囲（即ち集権原理および分権原理のそれぞれ支配する部分）を拡大しようとする闘争だったのである。故に又人民側は決して王権が手中に收めている中央集権的国家権力そのものをそっくり自分たちの手に奪い取ろうと考えたことはない。それを奪い取ることは自己が信奉する分権原理の否定であって自己矛盾だからである。彼らが企てたことは中央集権的国家権力を弱めその版図を縮小し逆に彼らの分立公権力の独立性とその版図とを強化・拡大することであった。

しかるに人民の分立権力は元々人民が父祖以来自らの手で創造し伝承して來た慣習法的固有法によって認められて來た権利である上、分立権力の本質上その機構は小規模で官僚的性格乏しく従って成文法規に基づく厳格な統制を不必要とするのみかむしろ不便とする所の非ないし反法治主義的権力であった。これに対して王権は俄か造りの新設権力であったからその権力の認識根拠として成文法規の制定が必要でありかつ中央集権的権力機構の本質としてその手脚たる官僚を厳格にその統治意思に従わせるために不可欠の技術として成文法規に基づく官僚統制が必要であったので、必然的に法治主義的権力であった。従って両者の対立は非ないし反法治主義権力と法治主義権力との対立でもあったのだ。その結果、この対立抗争の過程で次第に人民側が優勢となり王権をして屈服・譲歩を余儀なからしめるに従い、人民は王権に対して彼らの慣習法的固有法の支配の王権に対する優越(法の支配)とそれに基づく彼らの権利とを承認させ(人権保障)、この慣習法(不文法)に基づく人民の自治(私的自治)に対して王権が成文法規に基づく官僚機構の活動を通じて干渉しないことを確約させて行った。即ち「私的自治」・「慣習法主義(不文法主義)」と結合した「法の支配」型「人権

保障」である。これらの諸原理を論理的に関係づけて言うと、王権はランドの慣習法的固有法の下に置かれ（法の支配），従ってその制定する成文法規はあくまで補充的効果しか認められず慣習法的固有法と矛盾しこれを否認するものであってはならず（慣習法（不文法）主義），又従って成文法規の制定により慣習法的固有法において認められた各人民の権利（分権的公権力を含む）を侵害してはならず（人権保障），その意味でこの権利に基づく人民の自由な活動に対し成文法規に基づく干渉を加えてはならない（私的自治），ということになる。しかして前述の如く、これらの諸原理に守られてイギリスではフランスに比し商品経済機構・商工業・産業資本が遙かに自由な発展を遂げて順調に社会分業機構における産業間・階級間分業機構の両面に亘るブルジョアジーの優位を生み出し決定づけて行ったから、これらの原理はそのまま世界の先端を切って形成されたイギリスの近代市民国家社会そしてやがて近代資本主義国家社会の基本的構成原理となった。

次に王権に対する人民のもう一つの勝利は、先にも触れた如く、元来王権の機関や制度であったもの（例えばグラーフ・シェリフ・王室会議・普_通法裁判所・州・百戸村・宣誓陪審の如き）を人民の手に奪取して逆に王権に対立する人民の分権的公権力の機関に変質させるという過程が広範に進行したことである（この点イギリス社会史における階級闘争の型態は、奪った敵の駒をそのまま自分の駒として敵に向かわせる将棋の戦闘型態と似ている。なおイギリス人のノルマン王権に対する民族的分権闘争が、慣習法的固有法に基づく彼らの権利を承認させることと、国家権力の機関を人民の手中に握ることとの、二本立てで遂行されたことは、例えばマグナ・カルタ39条が「自由人は国の法律および同僚の適法な裁判によらなければ逮捕・監禁等の侵害を受けない」ことをジョン王に確約させている点に象徴的に示されている。裁判機関を同僚たる人民の手中に置く意図がそこに見られる）。これは分権闘争だからこそできるのであって、フランス革命型の集権権力の一括奪取闘争では不可能である（なおフランス絶対王権に比し中央集権的官僚国家権力が技術的に遙かに強化されている現代資本主義国家では（例えばフランス絶対王権にとって内部的な通信・連絡の方法は例の悪路を馬で走って情報や指令を運ぶ以外にはなく、人民に対する物理的強制力はダルタニアンのような剣豪の剣の力を以て最高としたにすぎぬ。これと比較して無電や原爆のような現代最高の自然科学の成果を全面的に採り入れた現代資本主義国家権力における情報伝達力や軍事力の驚異的強さを思え。），これを一括奪取する試みはそれが殆ど潰滅状態になるまでに土台の矛盾が激化せぬ限り不可能である。この故にも社会主义革命は資本主義国家の中核部では起りえず、中央集権化不十分な後進国において分権型の闘争型態を探ってのみ遂行されうる。後程詳述する中国・ベトナム型の人民革命路線がそれであって、この点だけを把えて言え）。その結果市民革命が成功し極めて統一的な広域的商品経済機構特に資本主義経済

機構が十分に成熟した後も、これと対応する公権力機構の方は、その条件が十分備わったにもかかわらず決して十分に中央集権化されることがなかった。各公権力の機関はそれぞれに独立の分権主体であってその地位・権限・機構・およびそれらの相互関係はすべて古来の又は上述の長期にわたる分権闘争過程で歴史的に生成した所の慣習法的固有法に基づく。即ち公権力機構は極めて多元的であって（「多元主権」「多元的国家」）前近代中国やフランス型近代国家のような一元的に体系化された（つまり統一された）論理的に整然たる構造を持っていない。論理的統一のためには公権力機構のあらゆる要素が一個の理性的意思に服従することを可能ならしめるためにその意思の認識根拠として統一的体系的な成文法規を制定しなければならず、かつ公権力機構のあらゆる要素はその同じ意思主体の手脚として一個の中央集権的官僚機構の要素とならなければならぬ。かくてこの公権力機構は必然的に官僚統制技術としての法治主義を基本構成原理として成立することになる。これに反してイギリス型多元国家の権力機構は一個の意思に服従するものではなく一個の官僚機構の要素でもなく、それに特定の主人を持たぬ（従って他者の手脚ではない）独立の意思主体なのである。何らかの多かれ少なかれ階級的な権力主体の手脚であることこそ官僚機構の本質の一つであるから、イギリスの公権力機構は官僚機構ではなくその各機関は官僚機関ではない。もちろんこれは比較的の話であり、殊に近年国家独占資本主義体制の発達・強化に伴い政府直属の機構・機関の官僚化が相当顕著であるが、その範囲は公権力機関の全体から見れば極めて限られている。

その結果支配階級の階級的支配意思が法治主義的官僚機構の一元的活動を通じて正確・能率的に人民に押しつけられることを妨げ被支配階級の階級闘争を容易にして階級矛盾の激化を防ぐので、人権保障という観点だけから言えば慣習法主義・法の支配・私的自治・そしてこの分権主義・非官僚主義・非ないし反法治主義と不可分に結合したイギリス型人権保障の方が、ともすれば支配階級による階級的搾取・抑圧のための官僚統制技術と

化し易く又その面からの制約により被支配階級に対してはとかくその効果を減殺されがちなフランス型の法治主義的人権保障より優れている。但しその反面において、イギリス型公権力が社会分業機構を人間理性の立てた新しい合理的な統一計画に従って改革したり運営したりする目的で発動されるには本質的に重大な制約があり（社会分業機構各要素の慣習法的特權を尊重してみだりにこれに制限を加えてはならず、又一般産業間分業機構に対してはみだりに干渉・介入してはならず、更に特定公権力機関の意思を各々独立の他の公権力機関に対して強制することはできないか）、辛うじて発動されうる場合にも目的とする効果を挙げるのに甚だ非能率である場合が多い（公権力機構の全体的構造が合理的に定められたものではなく、各独立機関の権力闘争の歴史的帰結としてそうなっている面が）。そのため、近年フランス型法治国家（フランス、西ドイツ、日本など。やや変則的だがアメリカ合衆国も広義にはこれに属）で独占資本と官僚国家権力との緊密な結合・癒着の下に独占総資本の理性的計画に基づき強引に推進・実行されつつある国家独占資本主義体制の建設・強化とその合理的運営とに、イギリスが追随することは著しく困難となり、イギリス資本主義の斜陽を招いている。かようにフランス型法治主義とイギリス型法の支配とは、同じく近代市民国家社会・近代資本主義国家社会の一般階級間分業機構の基本構成原理であるとは言ってもその構造・機能に重大な相違があり、一長一短であるから、その長を取り短を捨てるという形での両者の総合が望ましい。現代日本においては、後に改めて詳述するが戦前の変則的な絶対主義体制における法治主義の人権保障機能の希薄性ないし無力さと露骨な階級支配の意図に基づく官僚統制技術たる性格との余風が、今日なお顯著であるから（例えば今日わが国ではジャーナリズムの用語として法治主義は専ら後の意味にのみ用いられ、「日本は法治国だから違法なストライキやデモをするのはけしからん」とい），この短を矯めるためにイギリス型法の支配の理念を導入し、成文法主義の緩和（法解釈における慣習や国民的法確信の尊重、法学教育・法専門家養成の非国家化、など）、分権化の促進（地方自治の強化、国家機関の地域的分散、など）、国家機関への民間人参加の強化（陪審の採用、労働委員会の如き民間人による公権力直接担当機関の設置、民間人による各種審議会・公聴会の設置、国民の選挙による公職の種類の増加、国民投票・住民投票制度の広）、私的自治の拡大（法律政令の濫発制限、国家機関の権限・種類の活用、など）、私的自治の拡大（法律政令の濫発制限、国家機関の権限・種類の縮小、国家機関の民間企業化・民間移譲、官尊民）などをはかるべきである。しかし現実は後に詳述する如く、国家独占資本主義体制の強化に加え、アメリカ国家独占資本と手

を組み日本をアメリカの極東後進国・社会主義国に対する新型帝国主義侵略の前線基地たらしめんとする日本国家独占資本の露骨な階級的意図に基づく官僚機構とその法治主義的統制との強化により、叙上と全く逆の方向が推進され、むしろ戦前の絶対主義官僚国家型法治国への復帰が企てられつつある。これを如何に阻止し逆転すべきかが被支配階級国民の階級闘争の今日の課題である。

ここでついでに官僚機構と官僚主義との主として現代国家独占資本主義国家社会における階級的本質を解明しておく。このような社会では官僚は殆どすべて労働者（賃金生活者）である。従って官僚の階級的基盤は労働者階級に在る。一方彼が賃金の対価として給付すべき労働は支配階級即ち国家独占資本の手腳となってその階級的支配意図を正確・峻厳・能率的に被支配階級即ち労働者階級に伝えて直接的にこれを支配することである。いい換えれば官僚の階級的機能は独占資本家階級の手腳たることに在る。従って官僚は労働者階級に属しながら労働者階級を支配し従って搾取・抑圧する階級の手先である。単にそれだけの事なら彼は労働者階級の裏切り者にすぎず独占資本家階級への上昇転化者にすぎず、労資いずれの階級とも言えぬ独自の中間的階層を構成することはできない。けれども実際には官僚は「中間階層」である。そしてそれは官僚が資本制企業の経営担当者と共に国家独占資本主義体制の形成・維持・運営において果たす次のような階級的役割によってである。

先程国家独占資本主義体制の構造を説明するに当たって、資本独占の強化が個別資本の近視眼的視野からではなく大局的全体的見地から理性的に資本主義全体の繁栄・発展の方途を考える能力を資本家階級に付与した、と述べた。しかしこのことは個々の資本家がそのような能力を直接持つに至ったことを意味するものではない。具体的にはそれは次のような事態を指して言ったものである。資本の独占化が進むと資本家は、その所有・支配する多数の又は巨大な資本制企業を運営するために、正確な情報を広く収集

しそれに基づいて意思決定をなし決定された意思を伝達し伝達された意思に従って仕事を彼の手脚となって営む複雑・巨大な直接企業を動かす所の人的物的機構を必要とするに至る。つまり彼を絶対君主に比定すればその官僚機構に相当する「経営機構」が必要となってくる。独占資本主義が十分成熟した処では封建的・前近代的な諸階級・諸階層がすべて没落・消失して極く少数の独占資本家と労働者大衆とのみが残るから、経営機構に広く人材を集めようとすれば必然的に大部分を労働者階級の中に求めなければならない。しかもますます激烈化しゆく独占資本相互間の競争と労働者階級の攻撃とに打ち克つために各独占企業はますます多くの優秀な経営能力を持った人材を要求する。一方官僚機構においても同じ現象が起こる。独占資本主義社会で国家権力は労働者階級の階級闘争の波に揺すぶられ又独占資本から様々の要求を突きつけられる。これに対処すべく国家権力は官僚機構の優秀な人材を広く労働者階級の中に求めなければならない。そして前述の如き国家独占主義体制の形成により独占総資本と国家権力との崩壊を食い止め逆にこれを安定と新たな繁栄と/orに向け換え、その体制の中で個別資本をも救出するのが、最良の策だと判断しこれを実行する能力（独占資本の理性）を担ったのは、これらの人材だったのである。

経営担当労働者も官僚労働者も共にその職務は独占資本およびその代弁者化した政党権力の手脚となって独占資本家階級の資本主義体制従って階級的搾取の維持・発展・強化の基本的意思を実際に実現することである。そのために彼らに対して独占資本家階級と独占資本主義体制そのものとが要求する職務は、支配階級のこの基本的意図を正確・能率的に労働者階級に伝達しつつ労働者階級をこれに従わしめることである。しかるに一方資本家階級は、この基本的意図を実現する手段の選択についても何らかの具体的な意思を持つ。しかし資本家は異なる生活環境の中に在って労働者の生活状況を理解しえず、又その階級に特有の社会的思考様式に支配されて労働者の思考を理解しえないから、広い判断素材に基づき大局的見地から労働者階級を相手にして上の基本的意図を最も確実・能率的に実現するた

めの具体的手段を発見する能力を欠く場合が多く、従ってその手段の選択について示された資本家階級の具体的意思は多く合目的性を欠き殆どの場合自らの利益を追い求め或いは労働者階級への感情的反発に支配されて搾取・抑圧意思のあまりにも露骨な表現でありすぎる。だからもしこの意思をそのまま実行すれば徒らに階級矛盾を激化させ各企業のみか独占資本主義体制そのものの存立を危くする。これに対して、優秀な経営担当労働者や官僚労働者は労働者階級の一員として労働者の生活と思考様式とを熟知し自らの利益や階級的偏見に囚われず大局的見地から理性的に判断して、独占資本主義体制とその中における企業との保全・発展・強化の最善の道がそこにはないことを認識しうる。故に彼らはその職務に忠実ならんとするに当たり、資本家階級の基本的意図（窮屈の目的意思）に忠実なるか、それとも具体的な手段選択の意思に忠実なるかの決断を迫られる。そして優秀な彼らは大局的に後の道を選ぶのである。かくて彼らは基本的・窮屈的・大局的には独占資本の意思の代行者でありその意味で資本家階級の立場に立つが、その立場を貫くために必要十分な範囲で労働者階級の立場に身を置き、この両面を適宜使い分けて客観的に労資の利害対立の緩衝・調整の役割を引き受ける。

具体的には、まず独占資本への対処において、或いは経営担当者として直接独占資本に対し企業経営における搾取・抑圧の緩和、労働組合への譲歩による労使関係の安定促進（資本と労働との協調）を説き、或いは官僚として国家権力の実際の発動に当たり独占資本に対する相対的独立を堅持せしめて国家権力を独占資本の非理性的・盲目的な階級的利益追求に対する冷静客観的な批判者・従って又その利益追求に対する理性的合目的的な自己抑制の勧誘・指導・強制者の地位に立たしめ（資本と国家権力との対峙）、しかもその裏面で経営担当者と官僚との提携を密にしいわば両者の陰謀により国家権力を上記の方向への現実的圧力として利用する。次に労働者階級への対処において、或いは経営担当者として直接労働組合に対し物分りのよい態度と現実の譲歩とを餌に話し合いによる労資協調の可能性

と必要性とを説き、或いは官僚として国家権力を労資協調の仲介者・促進者の地位に立たしめ（国家権力の中立性・第三者性），かつ裏面における両者の提携により国家権力をこの方向への現実的圧力として利用する。いずれにおいても、表面的には資本主義に本質的な階級関係と全く対蹠的な階級関係の形成が標榜されて（本来対立している労資を結合・協調させ、本来結合・癒着している資本と国家権力とを対峙させ、本来資本家側に立つ国家権力を中立化する、という風に。）国家権力の圧力下に或る程度まで現実化されるが（「修正資本主義」），その舞台裏のお膳立てはすべて、独占資本の手脚と政党国家権力の手脚との間，従って独占資本本人の手脚と独占資本代弁者の手脚との間，又従って要するに独占資本の右腕と左腕との間で，出来上がっているのだ。つまりそれは独占資本と国家権力との結託・馴れ合い・癒着によって行なわれる両者の対立劇および官僚と組んでそれを演出している経営担当者と独占資本家との分離劇（資本（所有）と経営との分離）であって，何も知らない労働者階級という観客だけがしばしば芝居を本物と信じ込まれるにすぎない。しかも近頃は労働者階級の指導者と称する者の中に，その裏をよく知っているくせに知らない振りをして一般労働者をそう信じ込ませるのに一役買っている妙な連中も現われて來た（労働者組織の体制内化）。ともかくこうして独占資本と国家権力との癒着と労資協調と社会保障・社会福祉の増進との奇妙に結びついた，けれどもそれだけとして見れば有史以来最も安定した土台を持った，国家独占資本主義国家社会が出現したのである。そしてこの陰謀を立案し推進し成功させかつ支えている者は，独占企業の経営担当労働者と官僚労働者との階層なのである。

独占資本主義の発達と共に彼らの仲間は量的に膨脹しつつ社会的機能の重要性と発言力を増した。加えて彼の階級的基盤と階級的機能との矛盾，およびそのことが彼に与えた大局的全体的な理性的判断能力に基づく本質的に独占資本の手先で表見的にその批判者・修正者・労資の仲介者であるという奇妙な役割の故に，彼は「中間階層」と呼ばれる。中間階層こそは現代資本主義の眞の前衛である。以上の役割に適合した彼らの階層的

モラルの核心はヒューマニズムと合理主義と相互信頼である。彼らは独占資本に対してヒューマニズムを説き、自らは企業経営や国権発動や労働対策の合理化に心がけ、そして労働者に対し独占資本や自分たちのヒューマニズムと合理性とに信頼して労働への正当な対価のみを要求せよと求める。こうしてこれらのモラルを以て階級闘争のモラルに置き換え、国家独占資本主義の最も狡猾で欺瞞的なイデオローグとなる。

現代中間層の叙上の性格は、独占資本主義成熟以前のフランス市民国家社会およびドイツや日本の絶対主義国家社会における官僚・資本制企業経営担当者の性格と比較するとき、一層鮮明となる。そこではまず、資本主義の未成熟従って商品経済機構の中で資本制企業の占める比重の小ささおよび各資本制企業の規模の小ささと相互間の激しい競争とのために、資本制企業の経営は資本家の直接的支配の下に置かれ、その他の経営担当者は資本家の意思に対して全く消極的・受動的・従属的な補助者にすぎない上に、その数も少なく社会的地位も低い。そして資本家は競争に明け暮れ眼前の利益を追うに急である。ドイツ・日本のような絶対主義体制下の資本主義では、労使関係に封建的な主従関係的性格が加わり、日本では更に家族主義的な親子関係的理念が付け加わって、経営担当労働者の資本家への従属性を倍加する。

次に官僚はどうか。フランスの場合、資本主義の未成熟は小地主・小企業家・小資本家（利潤生活者）から成る大量の中産階級（小市民階級）を温存せしめ、この階級が官僚の主たる階級基盤となつた。彼らは支配階級としての資本家階級にも被支配階級たる労働者階級にも属さず両者の対立・抗争の外に立ち彼ら独自の生活と社会的思考様式とを持っていた。しかししてその思考様式とは自己の小さな生活以外についての無関心又は局外者的傍観者的対処ということであった。そこへ七月王政以後急速に成長した前述の夜警国家的法治主義理念が結びつくと、必然的に官僚は成文法規を自己の主觀をさしはさまず機械的に適用することに専念すればよい、ということになる。相次ぐ政体変革と共和制下の小党分立による政変の継発

とは官僚のこの姿勢に拍車をかけた。官僚機構の実質的支配者が誰に変わろうと官僚機構そのものは変わらない。猫の目のように変わる主人の気持を召使が親身で考えてやった所で始まらないし、新しい主人のやり方が前の主人のやり方と違ったからとてその意味を深く考えるには及ばない、いずれ新主人も又別の主人にとって変わられるだろうから。召使は黙って主人の言いつけに従っていればよいのだ。かくてフランス官僚はその階級的習性により支配対象たる人民・外部の社会・一般産業間分業機構の全体・従ってそこにおける階級対立に対して無関心であり局外者・傍観者であるにとどまらず、自己の直接的な支配者・主人である王や皇帝やブルジョア政党に対しても又無関心となり、支配者の現実の意思にではなく法規の文言にのみ従つたのである。だが近代法治主義の機能に関する前述の所論から明らかな如く、彼らの国権発動行動を支配する法規の文言以外のものに対するこの無関心従つて形式的表見的な階級的無記性こそは、現実の機能においては、正に、国家権力直接支配者およびそれと結託する支配階級の国権発動を通じてする階級的搾取・抑圧の意図を最も正確・峻厳・能率的に国民に対して伝達しそれによって国民を拘束・強制するために、官僚機構が具備することを要する資質のすべてなのであり、それ故に実質的には最も階級的な資質なのである。即ちこの資質によって彼らは支配階級の完全無欠な手先従つて支配階級そのものの一部だったのである。

他方ドイツ・日本の絶対主義官僚を見るに、その階級基盤は封建領主の商品経済・資本主義経済機構への適応型態たる大地主階級、封建家臣団の後身たる中産階級、および絶対君主の古くからの家臣団と他の領主の封建家臣団から横すべりしてそこに加わった階層とが主体であるから、法治主義的官僚統制原理の上に封建的主従関係理念が付け加わり、絶対君主権の中核部を形成する絶対君主とその一族・領邦君主（ドイツ）又は華族階級（日本）・絶対君主の側近および高級官僚と、これらに結びつく大地主階級および資本家階級との、成文法規に示された階級的支配意思に対しては、官僚は自己の意思をさしはさまず絶対に服従すべきであり、その服従は絶

対君主への忠誠（忠実性）の倫理に基づいてなさるべきであり、かくて絶対君主の名において行なう国権発動に当たっては官僚は国民に対して十分の權威を示し尊大に振舞い威圧を事とすべきである。「成文法規の指示に対し自己の意思をさしはさまず従え」という要求は、客観的型態においては、前述フランス官僚に対する「成文法規の文言に機械的に従え」という要求と軌を一にしており、その限りで一種の局外的中立性・階級的無記性の要求と言いうる。しかし、フランス官僚の場合はこのような客観的型態はそのまま彼らの階級的生活態度・思考様式の局外者性・階級的無記性そのものの反映であるが、絶対主義官僚の場合はそうではなく、絶対君主への忠誠・階級的支配意思への隨順・現存階級体制の堅守という彼らの階級的生活態度・思考様式の明瞭で確固たる階級性、即ち支配階級の手先・一部だととの階級的自覚、に基づく客観的行動への自己規制型態なのである。即ち両者は形を同じくするがそのモラル・行動理念を全く異にする。但し、一は客観的結果においてそなり他は目的として自覺的に追求されたものだという点に違いはあるが、成文法規の文言への機械的服従という客観的行動型態の故に実質的に優れて支配階級の忠実な手先であり、従って階級的には支配階級そのもの一部であって相対的に独自の中間階層を構成するものではない、という点において、両者はその階級的機能を殆ど等しくする。

最後に第二次大戦の敗北により絶対主義体制が崩壊し資本主義の飛躍的躍進および国家権力との癒着強化により欧米並みの国家独占資本主義体制が出現したかに見える現在の日本に、独占資本と政党権力とのいずれの従属物でもなくしかもその両者の理性であり意思であり又その手先であり国家独占資本主義の支柱である所の真の中間階層としての経営担当者層や官僚層が成立したであろうか。答は否である。労使関係の封建主従的・親子的理念や官僚機構の絶対主義的的理念は今なお根強く、それが数や組織の上では十分独立階層化の条件に達している現代日本の経営担当者や官僚の独立階層化を阻んでいる。欧米中間層の堅持するヒューマニズムや合理性や

信頼の倫理の代わりに忠誠・胡麻すり歓迎・義理人情尊重・権威主義・搾取獎励・マイホーム主義など一昔前の仏・独・日本の経営担当者・官僚層の倫理的欠陥の集大成が横行し、社会保障・社会福祉はおろか緊急の交通対策・公害対策すらさばかり、労働運動を罪悪視して弾圧のみを事とし、税金は労働者からしばって企業や資本家に対しては寛大（勤労所得の源泉徴収と法人税の優遇措置や配当控除と）、政党および官僚と独占資本との利権をめぐる結合・癒着による腐敗は深刻である。これをどうして、健全な中間層のモラルと理性と努力とによって築かれ支えられ階級矛盾の見かけ上鈍化した欧米の国家独占資本主義体制と同日に論じえようか。官僚と資本との癒着を目してそう呼ぶなら、それは草創以来の日本資本主義の特質にすぎぬことを記しておこう。なぜこうなったかの社会史的原因の探究は後に行なうこととし、差し当たり現体制の性格を誤りなく理解しておいてもらおう。

以上を通觀して、一口に官僚機構と呼び経営機構と呼ぶも、社会分業機構の構造の微妙に異なるに応じてその階級的基盤も階級的機能もその行動原理やモラルもそれぞれ全く異なったものになること、が明らかとなつた。近頃流行のアメリカ式経営学なんぞが、階級構造の分析を抜きにして、あらゆる社会に一般的に通用する経営機構や官僚機構の最も合理的な組織原理は何か、などとやっているが、そんなものはどこにもありはしない。部分的社会機構の合理性は与えられた社会分業機構の与えられた構造の下で与えられた階級目的に対してのみ測られうる。そしてかかる大局の変化と緊密に結びつけたキメ細かな分析によってのみ、社会と社会史との構造の正確で全面的な認識とそれに基づく適切な社会的歴史的実践指針の発見とが可能になるのである。